

字

平成30年8月9日判決言渡 同日原本交付 裁判所書記官 片桐

平成29年(四)第8号 政務調査費返還履行請求控訴事件

(原審・札幌地方裁判所平成24年(四)第6号)

口頭弁論終結日 平成30年5月10日

判 決

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

主 文

1 一審被告の本件控訴に基づき、原判決を次のとおり変更する。

(1) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会に対し、73万6833円を札幌市に支払うよう請求せよ。

(2) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会民主市民連合議員会に対し、1090万7200円を札幌市に支払うよう請求せよ。

(3) 一審原告のその余の請求をいずれも棄却する。

2 一審原告の本件控訴を棄却する。

3 訴訟費用（補助参加によって生じた費用を除く。）は、第1、2審を通じてこれを6分し、その1を一審被告の負担とし、その余を一審原告の負担とし、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会の参加により生じた費用は、第1、2審を通じてこれを50分し、その49を一審原告の負担とし、その余を同補助参加人の負担とし、一審被告補助参加人札幌市議会民主市民連合議員会の補助参加により生じた費用は、第1、2審を通じてこれを3分し、その2を一審原告の負担とし、その余を同補助参加人の負担とする。

4 なお、原判決主文3項は、一審原告の訴え取下げにより、失効している。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 一審原告

- (1) 原判決を次のとおり変更する。
- (2) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会に対し、3647万1229円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- (3) 一審被告は、一審被告補助参加人札幌市議会民主市民連合議員会に対し、2852万8540円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- (4) 一審被告は、札幌市議会改革維新の会こと「改革」に対し、93万7900円を札幌市に支払うよう請求せよ。
- (5) 訴訟費用は、第1、2審とも一審被告の負担とする。

2 一審被告

- (1) 原判決中、一審被告の敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記部分に係る一審原告の請求をいずれも棄却する。
- (3) 訴訟費用は、第1、2審とも一審原告の負担とする。

第2 事案の概要

1 本件は、札幌市の住民を構成員とする権利能力のない社団である一審原告が、一審被告が平成22年度に札幌市議会の会派である一審被告補助参加人ら及び札幌市議会改革維新の会に交付した政務調査費のうち、一審被告補助参加人札幌市議会自由民主党議員会（補助参加申立時の名称は「札幌市議会自民党・市民会議」。以下、名称変更の前後を問わず、「参加人自民党会派」という。）については3758万8902円が、同札幌市議会民主市民連合議員会（平成22年度当時の名称は「札幌市議会民主党・市民連合議員会」であり、その後「札幌市議会民進党市民連合協議会」に変更され、平成30年4月1日に上記名称に変更された。以下、名称変更の前後を問わず、「参加人民主会派」という。）については2852万8540円が、札幌市議会改革維新の会（以下「改革維新の会」という。）との同一性が認められると主張する「改革」については93万7900円が、いずれも地方自治法その他の使途基準に

違反する用途に用いられた違法な支出であり、札幌市が上記各会派に対して上記各金額の不当利得返還請求権を有するところ、札幌市の執行機関である一審被告が上記不当利得返還請求権の行使を違法に怠っていると主張して、一審被告に対し、地方自治法（以下「法」という。）242条の2第1項4号本文に基づき、一審被告補助参加人ら及び改革に対する上記各金員の返還を請求することを求めた事案である。

原審は、一審原告の本件請求のうち、改革に対して不当利得返還の請求をする部分を棄却し、その余の一審被告補助参加人らに対して不当利得返還の請求をすることを求める部分についていずれも一部認容したため、当事者双方とも不服があるとして本件控訴をした。

なお、一審原告は、一審被告に対し、同じく日本共産党札幌市議会議員団に対して支出した政務調査費のうち177万6401円の不当利得返還の請求をすることを求めていたが、当審において、同請求に係る訴えを取り下げた。また、一審原告は、当審において、参加人自民党会派に対し不当利得返還の請求をすることを求める金額について、3758万8902円から3647万1229円に減縮した。

以下では、別紙1記載の政務調査費支出の適法性が争われている議員については、いずれも同別紙1の「番号」欄記載のアルファベット及び数字により特定し、例えば「A1議員」などということがある（「A」は参加人自民党会派の、「B」は同民主会派の、「D」は改革維新の会の各所属議員を指す。）。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、以下のとおり補正し、後記3のとおり当審における当事者の主張の要旨を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第2 事案の概要」の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決2頁25行目「別紙」を「原判決別紙」に改める。
- (2) 同3頁8行目「民進党会派」を「民主会派」に改め、以下「民進党会派」

とあるのを全て「民主会派」に改める。

- (3) 同3頁8行目及び同12行目から13行目にかけての各「，同共産党会派」を削除する。
- (4) 同3頁14行目「乙共1」を「乙共1の1，2，4」に改める。
- (5) 同4頁12行目「市議会議長」を「札幌市議会事務局長宛」に改める。
- (6) 同11頁22行目「別紙」を「原判決別紙」に改める。
- (7) 同11頁23行目「記載」の後に「（ただし、同別紙中「番号」欄「C1」ないし「C4」の各議員に関する記載は全て削除する。以下同じ。）」を加える。
- (8) 同11頁26行目「B7」の後に「（以上3名については、原審段階で不提出）」を加える。
- (9) 同12頁10行目「，C1，C3，C4」を削除する。
- (10) 同12頁22行目「，C2」を削除する。
- (11) 同14頁21行目，同16頁14行目及び同17頁1行目の各「別紙」をいずれも「原判決別紙」に改める。
- (12) 同96頁10行目「甲3」を「甲共3」に改める。

3 当審における当事者の主張の要旨

- (1) 改革維新の会と改革の同一性（争点1）について
(一審原告)

市議会内の会派は、いわゆる権利能力なき社団であり、構成員たる議員が任期満了となることをもって、これを解散しようとするのであれば、その有する財産及び負債を分配等して処理する必要がある。

本件では、会派である改革維新の会は、住民訴訟により債務の存在が争われている立場にあるから、財務会計上の処理は終了しておらず、解散手続は終了していないから、改革維新の会は消滅していない。

そして、会派に所属するためには、議員資格を有することが必要である

が、改革維新の会に所属し、平成23年市議会議員選挙で選出された者はその後も同会派に所属しているから、その後改革維新の会が名称変更され、市政改革クラブとなつたが、これが改革維新の会を引き継いだ性質を持つことは明らかである。

市政改革クラブは、その後、金子議員の会派と合併し、みんなの会となり、金子議員の脱退により、改革に名称変更されているが、会派には同一性が認められる。

(一審被告)

会派は、政治的信条等を同じくする議員の集団であり、人的色彩の強いものであって、所属する議員の全員が身分を失った時は当然に消滅すべきものである。権利義務の清算に必要な範囲で会派が存続することが観念できたとしても、新たに選出された議員によって構成された会派に権利義務が承継されるかどうかとは別問題である。

改革維新の会は、平成23年5月1日、構成する議員の任期満了により消滅し、同月2日、平成23年市議会議員選挙により選出された堀川議員及び松浦議員によって、改革クラブが結成され、その後、金子議員を加えて、みんなの会が結成され、その後、改革に名称変更されたものであり、この経緯から見て、改革維新の会と改革は別個の存在である。

(2) 参加人民主会派における業務委託費支出の適法性（争点2）について

(一審被告及び参加人民主会派)

ア 本件業務委託契約は、調査研究業務を委託したものであり、政党活動等を委託したものではないこと

本件業務委託契約は、参加人民主会派が会派業務である「市政に関する調査研究を目的とする業務」を政党地方組織である民主党札幌に委託したのであり、「政党活動」その他民主党札幌の業務を参加人民主会派が民主党札幌に委託することはあり得ない。委託の対象は飽くまでも市政に関する

る調査研究を目的とする業務であり、民主党札幌の職員が受託業務を処理する一方で政党の業務に従事したり、政党活動の結果を委託業務の成果物として提供したりすることがあったとしても、成果物が提供されている以上、業務委託の内容に比して、業務委託費の金額が著しく高額で均等を欠いているなどの事情が窺われる場合でない限り、委託費を按分しなければならないのは不合理である。

イ 本件業務委託契約における委託額は、委託に対する対価であり、人件費ではないこと

委託業務に当たった民主党札幌の職員らの行った選挙公約の作成業務は、参加人民主会派がまちかどミーティングや意見書、要望書の作成などを通じて取り組んできた政策の成果のまとめであり、政務調査活動の性質を有するものである。また、民主党札幌の会計業務や国政選挙のイベントの司会業務等は業務時間外に行われていたものである。

この点を措くとしても、本件業務委託契約の契約書には、職員3名が議会控室で委託業務の任務に当たることの規定はあるが、同業務に専念することや勤務時間内は委託業務のみに従事すべきことを定めた規定はない。

そして、民主党札幌が職員3名に支払った給与額は、2370万4367円であり、委託額2112万円はこれを下回っている上、他に職員はないのであるから、委託業務に従事する職員らを勤務時間中に当該業務のみに従事させる旨の合意をすることはあり得ない。

上記委託額の決定が委託業務に従事する職員らの給与額を考慮して決定されたのは、参加人民主会派の構成員が選挙の度に変動するため直接職員を雇用することが困難であるから、民主党札幌において委託業務を処理するに必要な人工数との観点から、北海道及び札幌市の職員の給与額も参考にしつつ、人件費を基礎として算出したにすぎない。

また、参加人民主会派が職員を雇用しているものではなく、勤務時間や

勤務内容を規制することもできない。

したがって、委託業務を遂行する職員らが勤務時間の内外にかかわらず、政党活動や民主党札幌固有の業務に従事したとしても、委託業務が遂行され、参加人民主会派が成果物を確認できる以上、業務委託費を支払うことには問題はない。

ウ 按分割合について

民主党札幌の職員らが行っていた選挙公約作成業務や民主党札幌固有の業務は、委託業務であるまちかどミーティングに関する業務、意見書の作成に関する業務、要望書の作成に関する業務、条例案の作成に関する業務、議会質問の作成に関する業務、市政の広報に関する業務等の政務調査活動補助業務等の膨大な業務に比してわずかであり、割合としては1割程度である。

これを両者の軽重の判断が容易でないからといって2分の1ずつの按分割合とすることは不合理である。

仮に、このような考え方従うとすれば、翌年度に2112万円の半額の1056万円に減額した委託契約を締結したとしても、業務内容が変わらない限り、その半額が違法な支出とされることとなるが、それが不合理であることは明らかである。

(一審原告)

ア 選挙公約の作成はまさに純然たる政党活動である。これについてすら政務調査活動と評価する余地があるのであれば、結局、選挙運動を含むあらゆる政治的活動について政務調査費を支出することが可能となってしまうものであり、政務調査費の使途について厳格な制限が課せられる地方自治法や条例の趣旨に反する。また、会計業務を勤務時間外に行っていたとするのも疑問であり、仮にそうであったとしても機関紙の発行に関する出納や民主党札幌の人事費に関する出納といった会計業務は、

時間内に行われていた業務と強い関連性があるから、一体のものとして評価すべきである。また、国政選挙のイベントの司会等についても、これまで継続してきたものであり委託業務に含まれていたといわざるを得ない。

イ 選挙公約作成業務に加え、民主党札幌としての電話の応対、ファックスの処理、郵便物の処理、機関紙の編集業務、民主党本部・民主党北海道・各総支部等との打ち合わせに関する業務、会計業務など、政党活動と評価すべき業務は非常に多く、これら業務が大半を占めていたことも窺われる。

このように、職員3名が携わっている業務には実質的に政党活動と評すべき活動が相当程度混在しており、2分の1で按分すべきである。

(3) 各会派における事務所費支出の適法性（争点3）について

（一審被告及び一審被告補助参加人ら）

ア 本件における判断の在り方について

「手引き」には、「支出について説明ができるよう書類等が整備されていること」との記載はあるが、これは政務調査費の支出に関する一般的な心構えを記載したにすぎないものであって、賃貸借契約書が提出されなかったからといって、事務所費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものとすることはできない。賃貸借契約書以外の資料によって、支出と政務調査活動の関連性が一定程度明らかにされれば「手引き」が要求する書類整備の要請を満たすというべきである。

また、議員自身が賃借人となっていなかつたとしても、議員がその事務所を実際に政務調査活動に使用し、かつ、賃料を負担している場合には当該議員が実質的な賃借人であることは明らかであるから、当該事務所費の支出が違法となることはない。

さらに、政務調査費の支出は議員の合理的裁量により自主的・自律的に

運用されるべきものであり、按分割合についても、「手引き」による按分割合を画一的・形式的に適用することは避けるべきであって、客観的利用実態を踏まえた議員の判断は尊重されるべきである。

イ 個別の支出に関する主張

参加人各会派に所属する各議員の支出に関する主張は、別紙3（当審における事務所費に関する当事者の主張）の「一審被告・一審被告補助参加人の主張」欄記載のとおりである。

(一審原告)

ア 本件における判断の在り方について

賃貸借契約書は、契約当事者、契約内容・目的等を証する最も基本的な文書である。政務調査費が公金であることを踏まえれば、その使途の適法性及び支出する金額の相当性が厳格に求められることは当然である。賃貸借契約書は、政務調査費を事務所費として支出することの適法性・相当性を担保する上で非常に重要であり不可欠とすらいえる。

したがって、このように重要な判断資料である賃貸借契約書が提出されない場合には、支出の適法性に疑義が生じることは当然であって、議員側から適切な反証がされない場合には、政務調査費を事務所の賃料に充当することは違法となる。

イ 個別の支出に関する主張

参加人各会派に所属する各議員の支出に関する主張は、別紙3（当審における事務所費に関する当事者の主張）の「一審原告の主張」欄記載のとおりである。

(4) 参加人自民党会派における人件費支出の適法性（争点4）について

(一審被告及び一審被告補助参加人ら)

ア 本件における判断の在り方について

事務所費同様、人件費についても、雇用契約書が提出されなかつたから

といって、人件費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものとすることはできない。雇用契約書以外の資料によって、具体的な業務実態と政務調査活動の関連性が明らかにされれば、政務調査費制度の趣旨を没却するものではない。

「手引き」等の使途基準において、あらかじめ開示に供するために準備しておくべきとされていない雇用契約書が開示されなかつたからといって、人件費への政務調査費の支出が違法となるものではない。

イ 個別の支出に関する主張

参加人各会派に所属する各議員の支出に関する主張は、別紙4（当審における人件費に関する当事者の主張）の「一審被告・一審被告補助参加人の主張」欄記載のとおりである。

（一審原告）

ア 本件における判断の在り方について

上記(3)で述べた事務所費に関する主張と同様である。

イ 個別の支出に関する主張

参加人各会派に所属する各議員の支出に関する主張は、別紙4（当審における人件費に関する当事者の主張）の「一審原告の主張」欄記載のとおりである。

第3 当裁判所の判断

1 改革維新の会と改革の同一性（争点1）について

当裁判所も、改革維新の会と改革の同一性を認めることはできないから、一審原告の請求のうち、改革に対して不当利得返還の請求をすることを求める部分は理由がないから、これを棄却するのが相当と判断する。

その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決18頁19行目末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「(5) また、一審原告は、改革維新の会が、住民訴訟により債務の存在が争われている立場にあるから、財務会計上の処理は終了しておらず、解散手続は終了していないから、改革維新の会は消滅しておらず、これを引き継いだ改革が債務を承継する旨主張する。

しかしながら、権利能力なき社団である会派が清算手続を終えるまで存続することがあったとしても、新たに結成された会派が同清算手続、あるいは会派の債務を引き継ぐかどうかは別の問題である。

しかるに、本件において、改革維新の会と改革が実質的に同一性を有するとはいえないことは、上記のとおりであるから、改革が改革維新の会の債務を承継するとする根拠はない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。」

(2) 同18頁20行目、「(5)」を「(6)」に改める。

2 参加人民主会派における業務委託費支出の適法性（争点2）について

当裁判所も、参加人民主会派がした業務委託費の支出のうち、その2分の1である105.6万円を超える支出は違法と認められるから、一審被告は、参加人民主会派に対し、上記金額に相当する金員について、不当利得返還の請求をすべきと認めるのが相当と判断する。

その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の2に記載のとおりであるから、これを引用する。

(1) 原判決22頁11行目末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「なお、業務委託費の支出に関し、この合理的と認められる割合の按分について、「按分の指針」（市要領4条）や「手引き」に具体的な基準は定められていないものの、「手引き」における人件費に関する留意事項として、個人事務所の雇用職員に関し、調査研究活動のほか後援会活動も担当させている場合、原則2分の1で按分して支出することができる」とされ、事務所費に関する留意事項として、後援会活動や政党活動に使用される事

務所の賃借料については、調査研究活動に資するための事務所と後援会事務所を兼ねている場合は、月額賃料の2分の1を限度として、これに加えて政党事務所としての用途にも使用されている場合は、同3分の1を限度として政務調査費を支出することができるとされており、このような「手引き」の具体的な基準については、業務委託費における合理的な按分割合を見出す上でも、参考とされるべきものと解される。」

- (2) 同27頁13行目「関する」の後に「調査研究を目的とする」を加える。
- (3) 同30頁11行目「業務委託費としての給与が支払われた」を「業務委託費として支払われた額の相当額がその対価となつた」に改める。
- (4) 同30頁13行目末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「これに対し、一審被告及び補助参加人らは、本件業務委託契約の対象は飽くまでも市政に関する調査研究を目的とする業務であり、委託業務を遂行する民主党札幌の職員らが勤務時間の内外にかかわらず、政党活動や民主党札幌固有の業務に従事したとしても、委託業務が遂行され、参加人民主会派が成果物を確認できる以上、業務委託費を支払うことに問題はないなどとしてるる主張する。

しかしながら、民主党札幌の職員らの給与は、同職員らが政党活動や民主党札幌の業務に従事することを前提として決定され、それに近い額の業務委託費が支払われているのであるから、これら業務の対価としてもこの業務委託費が充てられないと解するのが合理的であるところ、そのような支出が許されないことは当然である。

なお、一審被告及び補助参加人らは、上記職員らの給与の総額2370万4367円より業務委託費2112万円が低額であることを指摘しているが、その差額が上記政党活動等の業務に対するものであることについて具体的な主張立証はないのであるから、上記指摘は前記認定判断を左右しない。

したがって、一審被告及び補助参加人らの主張は採用できない。」

(5) 同30頁26行目「按分すべきであって」を以下のとおり改める。

「按分すべきであり、その際には、前記のとおり、「手引き」において、人件費について政務調査活動以外の活動が含まれている場合に、原則として2分の1を限度として政務調査費を支出することできるなどとされていることを参考とすべきであるところ」

(6) 同31頁8行目末尾に改行の上、以下のとおり加える。

「これに対し、一審被告及び補助参加人らは、民主党札幌の職員らが行っていた選挙公約作成業務や民主党札幌固有の業務は、政務調査活動補助業務等の膨大な業務に比してわずかであり、割合としては1割程度であつて、2分の1ずつの按分割合とすることは不合理である旨主張し、原審証人佐々木もこれに沿う証言をしている。

しかしながら、上記佐々木証言も客観的な裏付けのあるものではなく、これをもって按分割合が2分の1以下であることが適確に認定できるものではない。

そして、上記のような「手引き」等の使途基準に照らしても、2分の1の按分割合とすることが不合理であるということはできないのであって、一審被告及び補助参加人らの上記主張は採用できない。

なお、一審被告及び補助参加人らは、仮に、上記認定判断の考え方従うとすれば、翌年度に2112万円の半額の1056万円に減額した委託契約を締結したとしても、業務内容が変わらない限り、その半額が違法な支出とされることとなるが、それが不合理であることは明らかである旨主張する。

しかしながら、職員らの業務に関し、時間管理を徹底するなどし、これに基づいて業務ごとに対価は支払うなどすることによって、上記のような事態を回避することは可能であると解されるのであって、一審被告及び補

助参加人らの上記主張は理由がない。」

3 参加人各会派における事務所費支出の適法性（争点3）について

当裁判所は、参加人各会派における事務所費の支出のうち、参加人自民党会派については、A 14議員に係る8万3333円、参加人民主会派については、B 7議員に係る7万円及びB 10議員に係る27万7200円の合計34万7200円の支出が違法と認められるから、一審被告は、参加人各会派に対し、それぞれ上記金額に相当する金員について、不当利得返還の請求をすべきと認めるのが相当と判断する。

その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の3に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決32頁2行目「賃貸借契約書が」の後に「原審段階で」を加える。
- (2) 同32頁6行目「許されない」を次のとおり改める。

「許されないし、原審段階で容易に提出できたものが当審において提出されたとしてもその信用性は低く、適切な反証がされたとはいえない」

- (3) 同33頁7行目「これを」の後に「速やかに」を加える。
- (4) 同33頁8行目「これが」の後に「速やかに」を加える。
- (5) 同33頁13行目「賃貸借契約書を開示しない」を「原審段階で賃貸借契約書が提出されなかった」に改める。
- (6) 同33頁16行目「要するといふべきである」を「要するといふべきであり、当審において、これが提出されたことについては、その経緯も含め反証の成否を吟味すべきである」に改める。
- (7) 同33頁22行目及び同26行目の各「，C1，C3，C4」を削除する。
- (8) 同35頁5行目「A14，A18，」を削除する。
- (9) 同35頁6行目「，C1，C3，C4」を削除する。
- (10) 同35頁15行目「，C2」を削除する。

(1) 同36頁8行目冒頭から38頁8行目末尾までを次のとおり改める。

「a A6議員は、賃貸借契約書上、議員以外の第三者が、賃貸人との間で、政務調査事務所の賃貸借契約書を締結した賃借人となっており、議員本人は連帯保証人とされている（丙A6の21）。

しかしながら、賃料はA6議員ないし議員事務所名義で支払われていること、同事務所の改修や賃料の減額に関する賃貸人との交渉についても、A6議員が職員に指示して行わせ、同議員自身も賃貸人に対し、同事務所の修繕を求めたりしていること、対外的にも、同事務所を同議員の政務調査室として活動していること、賃貸人においても、当該事務所を同議員に貸していると認識していることが認められる（丙A6の1ないし20、丙A6の46ないし48、当審証人鈴木）。

以上からすると、A6議員は、同事務所の実質的な賃借人の地位にあると認められるから、上記アの推認について適切な反証があると認められる。

b 次に、B11議員は、賃貸借契約書上、議員以外の第三者が、賃貸人との間で、政務調査事務所の賃貸借契約書を締結した賃借人となっており、議員本人は連帯保証人とされている（丙B11の1）。

しかしながら、賃料はB11議員事務所名義で支払われていること、同事務所の賃借人が議員本人とならなかったのは、賃貸人から日頃のやり取りをする者として事務所の事務長の立場にある者を賃借人にするよう要望されたことによるものであること、B11議員は同事務所で政務調査活動及び後援会活動を行っていること、B11議員の後援会のしおりや名刺にも事務所所在地として同事務所の住所が記載されていることが認められる（丙B11の3ないし8、当審証人福士）。

以上からすると、B11議員は、同事務所の実質的な賃借人の地位にあると認められるから、上記アの推認について適切な反証があると認め

られる。

(ウ) 小括

以上によれば、A 6 議員及びB 1 1 議員については、いずれも事務所費に係る政務調査費の支出が違法であるということはできない。」

(12) 同39頁20行目「(丙A 4の22)」を「(丙A 4の22及び23, 丙A 4の27)」及び当審証人尋問」に改める。

(13) 同39頁22行目「陳述書」の後に「, 証言」を加える。

(14) 同40頁22行目「本件においては, 」の後に「前記前提事実」を加える。

(15) 同41頁4行目「藤晃が」の後に「一括で借り上げ」を加える。

(16) 同41頁12行目「丙A 7の41, 」の後に「丙A 7の44ないし50, 原審及び当審」を加える。

(17) 同41頁13行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「そして、藤晃及び上記第三者とA 7 議員との間に、生計を同一とする親族の経営する法人から貸借しているというような上記3(2)エ(イ)の観点から「手引き」等の使途基準に反するような事情は認められない。」

(18) 同41頁14行目「所有」の後に「ないし所有者から一括して借り上げ, 管理」を加える。

(19) 同41頁25行目「のうち」から同行目「政務調査費」までを削除する。

(20) 同42頁1行目冒頭から9行目末尾までを削除する。

(21) 同45頁18行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「c さらに、一審原告は、A 9 議員は父親である昭一の所有する自宅に居住することについては一切の賃料等を支払っておらず、これは生計を一つにしていることを裏付けるし、仮にそうでないとしても月額10万円の事務所賃料の中に、自宅賃料も含まれていると考えられ、政

務調査費により自身の生活費の支出を免れ利益を得ているといえるから、事務所費の支出は全額違法である旨主張する。

しかしながら、親がその所有する家屋に子を住まわせる場合に、家賃を受け取らないことは一般的に少ないのでないといえ、また、そうであるからといって、生計を一つにしているといえるものでない。

そして、昭一がA9議員と「生計を一つにする」親族に当たるといえないことは、前記bのとおりである。

また、自宅部分について賃料を支払うかどうかということと、事務所として借り受ける部分についていかなる賃料を支払うかどうかということは別の事柄というべきであるから、A9議員が昭一に対し、自宅部分の家賃を払っていなかったからといって、事務所の賃料として支払っている月10万円の中に、自宅部分の賃料が含まれるといえるものではない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。」

(22) 同45頁20行目「については、」の後に「前記前提事実、」を加える。

(23) 同48頁10行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「c. 一審原告は、事務所の賃貸人について、A11議員の義理の姉が代表取締役を務める法人であるのみならず、同議員が同法人の全株式を保有しており、1人株主であって、同議員と法人が実質的に同一の法主体といえる旨主張する。

しかしながら、A11議員は、上記法人の半数の株式を有しているにすぎず、1人株主とはいえないし（原審証人村山）、他に法人と同議員が実質的に同一の法主体であることを認めるに足りる証拠はない。

d 一審原告は、事務所賃料の領収証も同議員が自ら作成した可能性があり、真に事務所費を支出したことについて裏付けがない旨主張する。

この点、A 1 1 議員は、上記法人からの切手の購入代金に関する領収証を A 1 1 議員自らが作成したことがあった旨証言するが、他方で、事務所賃料の領収証（甲 A 1 1 の 1 の 1 ないし 1 1）についてはこれを否定する旨証言しており（原審証人村山）、上記領収証を A 1 1 議員自ら作成したことを認めるに足りる証拠はなく、同領収証のとおりの支出を認めるのが相当である。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。」

(24) 同 48 頁 13 行目冒頭から同 49 頁 18 行目末尾までを次のとおり改める。

「カ A 1 2 議員

(ア) 上記 3(2)ア(ウ)のとおり、A 1 2 議員については、原審段階で賃貸借契約書が提出されなかったものであるが、当審において、これが提出されたものである（丙 A 1 2 の 3 8）。

市議会議員としては、政務調査事務所の事務所費の支出の適法性・相当性が争われた場合には、これを速やかに説明すべきであり、A 1 2 議員についても、原審において、賃貸借契約書が提出されるべきものであったというべきであるから、当該支出の適法性についての適切な反証については、原審段階で提出されなかった経緯も含め吟味すべきである（上記 3(2)ア(ウ)）。

しかるに、A 1 2 議員は、同契約書が原審段階で提出されず、当審において提出された理由について、同契約書作成当時の賃貸人が既に死亡しており、その名前を出すことについてちゅうちょしたこと、現在の賃貸人はその息子であるが、新たな契約書は作っておらず、以前のものが踏襲できると思ったことから開示するに至った旨証言する（当審証人小嶋）。

この点、旧賃貸人の名前を出すことについて、その息子である新賃

貸人に確認を取るなどして、早期に開示することは可能であり、また、それをすべきであったとはいえるが、同契約書の体裁などについて特に不自然なところは見当たらないし、旧賃貸人の名前を出すことをちゅうちょしたとの点も不合理であるとまではいえない。

加えて、政務調査事務所及び付属駐車場の賃料に関する領収証（甲A12の1、丙A12の1ないし10）が提出されていること、A12議員は、同事務所において、政務調査活動に従事するとともに、同事務所に後援会事務所を併設していることを考慮し、事務所費のうち2分の1について政務調査費を充てていることが認められる（丙A12の39）。

(イ) 以上からすると、事務所費の支出の適法性について適切な反証がされたと認めるのが相当であり、同議員の事務所費に係る政務調査費の支出が違法であるということはできない。

キ A14議員

(ア) A14議員の事務所費の支出については、前記前提事実、掲記の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実を認定することできる。

a A14議員は、平成22年度において、1か月当たりの賃料10万円である物件を政務調査事務所として賃借し、事務所費合計120万円を支出し、その政務調査活動と後援会活動を按分した割合の2分の1である60万円を政務調査費から支出した（甲A14の1及び2）。

b 平成22年11月頃から、平成23年市議会議員選挙に向けた準備活動を同事務所で始め、同事務所の職員である林マユミ（以下「林」という。）もこれに従事したことから、同月分から、同人の人件費は全て同議員の後援会から支給されるようになり、政務調査費から支出されることはなくなった（丙A14の3、丙A

14の5, 丙A14の7, 丙A14の9, 丙A14の11, 丙A14の13, 丙A14の15, 丙A14の20, 当審証人山田)。

(イ) 政務調査費支出の適法性

一審原告は、賃貸借契約書の表題は店舗賃貸借契約書となっており、後援会活動や政党活動を排除する趣旨は不見当であり、事務所費についての支出は全額違法である旨主張する。

しかしながら、当該主張に理由がないことは上記(2)イのとおりである。

次に、一審原告は、少なくとも平成22年11月以降については、事務所において選挙活動ないし政党活動が盛んに行われていたから、同月以降、3分の1を超える政務調査費からの支出は違法である旨主張する。

この点、上記(ア)で認定のとおり、平成22年11月以降、同事務所において選挙に向けた準備活動が行われ、職員の林においては、これに従事したことから同月以降の人件費を後援会が負担していたことが認められる。

そうすると、同事務所において、政務調査活動及び後援会活動に加え、選挙の準備活動が相当程度行われていたと認めるのが相当である。

そして、「手引き」等の使途基準において、政務調査事務所と後援会事務所に加えて政党事務所としての用途にも使用されている場合は、3分の1を限度として政務調査費を支出することができるとされていることに鑑みると、A14議員の事務所費に係る政務調査費の支出については、平成22年11月以降、3分の1を超える部分（8万3333円。1円未満切り捨て）は違法というべきであ

る。」

(25) 同49頁19行目「キ」を「ク」に改める。

(26) 同51頁18行目「ク」を「ケ」に改める。

(27) 同52頁4行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「(ウ) 一審原告は、職員の大久保真知子（以下「大久保」という。）の職務には「選挙管理委員会への書類提出等に係る業務」が含まれているのであるから、A16議員が平素から政党活動に利用していたのであり、3分の1を超える政務調査費による支出は違法である旨主張する。

この点、A16議員の大久保の雇用契約書（丙A16の2の2）に、仕事内容として、「選挙管理委員会への書類提出に係る業務」と記載され、平成22年12月頃に、同職員が同業務を行ったことが認められる（当審証人横山）。

しかしながら、これをもってA16議員が平素から同事務所を政党活動に利用していたとまで認めることはできず、「手引き」等の使途基準に従った按分割合（2分の1）を超えた政務調査費の支出が許容されないような政党活動の実態があったとは認められない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。

(エ) 以上からすると、同議員の事務所費に係る政務調査費の支出が違法であるということはできない。」

(28) 同52頁5行目「ケ」を「コ」に改める。

(29) 同52頁8行目「丙A17の1」を「前記前提事実、丙A17の1」に改める。

(30) 同52頁14行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「サ A18議員

一審原告は、弁士としての党からの要請の連絡が事務所に来るのであり、事務所は政党活動の拠点となっていたのであるから、政務調査費に

よる支出の3分の1を超える部分は違法である旨主張する。

この点、A18議員は、党から演説会の弁士としての要請の連絡が事務所に来ることがある旨証言する一方、党員名簿については外部に出すことはできないとの認識からその管理を自宅で行っていること、政党活動としての演説会は同議員自身が行っており、上記事務所においては政党活動を行っていなかったことなどを陳述ないし証言している（丙A18の3及び4、当審証人飯島）。

上記のとおり、A18議員は、同事務所においては政党活動を行っていない旨明確に証言等しており、弁士としての要請の連絡が事務所に来ることをもってA18議員が同事務所を政党活動の拠点として利用していたとまで認めることはできず、「手引き」等の使途基準に従った按分割合（2分の1）を超えた政務調査費の支出が許容されないような政党活動の実態があったとは認められない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。」

- (31) 同52頁15行目「コ」を「シ」に改める。
- (32) 同52頁22行目「甲B2の1」を「前記前提事実、甲B2の1」に改める。
- (33) 同53頁6行目「サ」を「ス」に改める。
- (34) 同53頁12行目「甲B5の1の1ないし9」を「前記前提事実、甲B5の1の1ないし9」に改める。
- (35) 同55頁2行目冒頭から同25行目末尾までを次のとおり改める。

「セ B7議員

(ア) 上記3(2)ア(ウ)のとおり、B7議員については、原審段階で賃貸借契約書が提出されなかつたものであるが、当審において、これが提出されたものである（丙B7の2）。

市議会議員としては、政務調査事務所の事務所費の支出の適法性・

相当性が争われた場合には、これを速やかに説明すべきであり、B 7 議員についても、原審において提出された覚書（丙B 7の1）のみならず、賃貸借契約書も提出されるべきものであったというべきであるから、当該支出の適法性についての適切な反証については、原審段階で提出されなかった経緯も含め吟味すべきである（上記3(2)ア(ウ)）。

しかるに、B 7 議員は、同契約書が原審段階で提出されず、当審において提出された理由について、当時、同契約書が見当たらず、また、同覚書を開示することで足りると考えていたが、やはり必要と考え賃貸人から写しを入手したことから開示するに至ったことなどを陳述ないし証言する（丙B 7の28、当審証人篠田）。

この点、政務調査費の支出の適法性・相当性を説明すべき議員としての認識の甘さを指摘せざるを得ないものの、同覚書には賃料・賃貸借期間・契約当事者が記載され、政務調査事務所の平成22年5月分から平成23年2月分までの賃料に関する領収書（甲B 7の1ないし10、丙B 7の5及び6、丙B 7の10、丙B 7の13、丙B 7の16、丙B 7の18、丙B 7の23ないし26）の金額と契約当事者が一致するものであり、これらをもって説明が足りると考えたとの上記証言が信用できないものともいえないし、また、その後開示するに至った経緯も不自然とはいえない。

そして、同契約書及び同覚書の体裁などについて特に不自然なところも見当たらない。

加えて、上記のとおり賃料に関する領収書が提出されていること、B 7 議員は、同事務所において、政務調査活動及び後援会活動に従事しているとして、事務所費のうち2分の1について政務調査費を充てていることが認められる（丙B 7の28、当審証人篠田）。

(イ) 以上からすると、上記推認に対する適切な反証がされたと認めるの

が相当である（ただし、一部違法であることは後記(ウ)bのとおり）。

(ウ)a 一審原告は、同契約書に選挙活動以外に使用しない旨の記載があるから、同事務所はこれ以外に使用できず、事務所費を政務調査費から支出することはできない旨主張するが、同記載は当初、選挙のため一時使用目的として貸借したためのものであり、覚書により貸借期間を定め、一時使用目的の契約ではなくなったと認められるから（丙B 7の28、当審証人篠田），同契約書の記載があるからといって、事務所費に係る政務調査費の支出が全額違法になるとはいえない。

b 次に、一審原告は、平成22年10月頃から、選挙のためのリーフレット等の作成を開始し、そのための打ち合わせ等が事務所で行われていたことなどからすれば、少なくとも3分の1を超える支出は違法である旨主張する。

この点、B7議員は、平成23年市議会議員選挙の半年ほど前から、選挙のためのリーフレットの作成などの作業のために同事務所を使用した旨証言している（当審証人篠田）。

そうすると、少なくとも平成22年10月頃からは、同事務所において、政務調査活動及び後援会活動に使用するのみならず、選挙の準備活動も行われたと認められる。

そして、「手引き」等の使途基準において、政務調査事務所と後援会事務所に加えて政党事務所としての用途にも使用されている場合は、3分の1を限度として政務調査費を支出することができるとされていることに鑑みると、B7議員の事務所費に係る政務調査費による支出については、平成22年10月分以降、3分の1を超える支出は違法というべきである。

(エ) 小括

以上からすると、同議員の事務所費に係る政務調査費の支出のうち、平成22年5月分から9月分までの2分の1の支出については、違法なものとはいえないが、同年10月分から平成23年2月分までの支出（同年3月分の支出はない。）のうち、3分の1を超える部分（7万円）については、違法なものというべきである。」

(36) 同55頁26行目「ス」を「ソ」に改める。

(37) 同56頁18行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「各事務所の電気、ガス等の維持管理費も賃貸人から別々に請求され、その支払を含めた会計処理も別々に行われていた（丙B10の4及び5、原審証人林家こと越尾）。」

(38) 同56頁19行目「ほかに、」の後に「月1回の会合や」を加える。

(39) 同56頁24行目「については、」の後に「年に一、二回」を加える。

(40) 同56頁25行目「丙B10の5、」を「丙B10の5ないし14、原審及び当審」に改める。

(41) 同57頁1行目冒頭から同16行目末尾までを次のとおり改める。

「(イ) 上記(ア)の認定事実によれば、B10議員は、平成20年4月1日以後、従来の事務所を二つの部屋に分け、入口も別々に設置し、備品についてもコピー機以外は別々に設置していたものであり、会計処理も各事務所別々に行われていたものである。また、後援会事務所においては、月1回の会合等に10名程度の後援会員が集まることがあったが、同事務所の床面積は約36平方メートルであり、特に不都合があったとは認められず、その際に、政務調査事務所が利用されたとも認められない。」

そうすると、政務調査事務所に係る事務所費について、「手引き」等の使途基準による按分をすべき理由は認められない。」

(42) 同58頁3行目「決定した」を「決定したとか、利便性による違いである」に改める。

- (43) 同58頁14行目から同15行目にかけての「の2分の1である40万1500円」を削除する。
- (44) 同58頁17行目「40万1500円」を「80万3000円」に改める。
- (45) 同58頁17行目「67万8700円」を「27万7200円」に改める。
- (46) 同58頁19行目「セ」を「タ」に改める。
- (47) 同58頁21行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (48) 同59頁13行目冒頭から同61頁23行目末尾までを削除する。
- (49) 同61頁26行目「別紙5（検討結果一覧表）」を「別紙5（当審における検討結果一覧表）」に改める。

4 参加人自民党会派における人件費支出の適法性（争点4）について

当裁判所は、参加人自民党会派における人件費の支出のうち、A16議員に係る11万3500円及びA20議員に係る54万円の合計65万3500円の支出が違法と認められるから、一審被告は、参加人自民党会派に対し、上記金額に相当する金員について、不当利得返還の請求をすべきと認めるのが相当と判断する。

その理由は、以下のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」中「第3 当裁判所の判断」の4に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決62頁17行目「提出されていない」を「提出されていないか、当審において提出された」に改める。
- (2) 同62頁18行目「A1ないし6、」の後に「A7（ただし、職員3名中1名について雇用契約書不提出。），」を加える。
- (3) 同62頁18行目「A9」の後に「（ただし、当審において、職員2名中1名について雇用契約書が提出された。）」を加える。
- (4) 同63頁2行目「これを」の後に「速やかに」を加える。

- (5) 同63頁4行目「これが」の後に「速やかに」を加える。
- (6) 同63頁11行目「A1ないし6」を「A1ないし7」に改める。
- (7) 同63頁13行目から14行目にかけての「雇用契約書を提出しない」を「雇用契約書が提出されていないか、原審段階で雇用契約書が提出されていなかった」に改める。
- (8) 同63頁16行目「要するといふべきである」を「要するといふべきであり、当審において、これが提出されたことについては、その経緯も含め反証の成否を吟味すべきである」に改める。
- (9) 同65頁11行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (10) 同66頁6行目冒頭から17行目末尾までを次のとおり改める。
「(エ) これに対して、A1議員は、平成22年12月1日から、安宅を月給制（月16万円。各種社会保険付き）の正職員として雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は平日午前9時から午後5時までであったこと、業務内容は、政務調査活動の補助（代表質問のための調査活動や資料の収集、整理）及び後援会活動の補助（主に後援会役員との調整）であったこと、政党活動は自宅及び政党支部（自民党北海道札幌市厚別区第四支部）で行っていたことなどを陳述ないし証言しており（丙A1の3及び4、当審証人川田）、反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。
- 加えて、人件費支出に係る領収書等（甲A1の2）が提出されていることを踏まえると、安宅の雇用や人件費支給の実態が認められるから、当該支出の適法性についての適切な反証がされていると認めるのが相当である。
- そのほかに、一審原告は、A1議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A 1 議員が支出した人件費に係る政務調査費 56万0843円のうち、北山の人件費合計 37万0978円の2分の1である 18万5489円、安宅の人件費合計 75万0708円の2分の1である 37万5354円に係る支出は、いずれも違法であるとはいえない。」

- (11) 同 66 頁 19 行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (12) 同 66 頁 22 行目「両職員は」から同 23 行目末尾までを次のとおり改める。

「合計 210 万 6250 円の人件費を支出し、その 3 分の 1 未満である 70 万 2074 円について政務調査費を充当した。」

- (13) 同 66 頁 26 行目「推認」から同 67 頁 10 行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される。」

- (ウ) これに対して、A 2 議員は、前田ら 2 人の職員を時給制（時給 700 円。ただし午後 5 時以降は時給 800 円。）のパートタイマーとして雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は平日午前 9 時から午後 5 時までであったこと、業務内容は、政務調査活動の補助（市政に関する市民からの相談を、電話や訪問で受け付けること等）及び後援会活動の補助（後援会の諸行事のサポート等）であったこと、当初、2 分の 1 の按分で政務調査費を充当していたが、その後 3 分の 1 とすることとして、差額を札幌市に返還したことなどを陳述ないし証言しており（丙 A 2 の 3 及び 4、当審証人抽出），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、前田らの人件費支出に係る領収証（丙 A 2 の 2）が提出されていることを踏まえると、前田らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、A 2議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしておらず、源泉徴収もしていないと証言していることについて、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できないとして、雇用の実態が立証されていない旨主張する。

しかしながら、源泉徴収をしていないといったことがあったとしても、それをもって雇用実態がないとまでいふことはできず、他に、雇用実態がないといったことを認めるに足りる証拠はない。

そのほかに、一審原告は、A 2議員の入件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A 2議員が支出した入件費に係る政務調査費 70万2074円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(14) 同67頁15行目「丙A 3の2」を「前記前提事実、丙A 3の2」に改める。

(15) 同67頁18行目「推認」から同68頁10行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される。

(ウ) これに対して、A 3議員は、平成22年度中、松島を政務調査活動の補助のため雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は、平日午前9時から午後4時までであったこと、賃金は、月額8万5000円の固定給であること、具体的な職務内容は、市政報告書などの書類作成の補助、市民からの要望、陳情等の受付、事務所の経費等の管理などであったこと、同議員は平成22年度で議員を引退する予定であったことから、後援会活動についてはビアパーティ程度しか行わ

ず、松島がこのビアパーティの入場券の作成を勤務時間内に行うことにはなかったこと、また、同様の理由から、選挙活動も行わなかつたこと、政党活動（党勢の拡大、セミナー券の販売）は札幌市白石区の自民党の政党支部で行っていたこと、党費の徴収は政党支部の役員が行っていたことなどを陳述ないし証言しており（丙A3の3及び4、丙A3の6、当審証人馬場），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、松島作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A3の5）及び人件費支出に係る領収証（丙A3の2）が提出されていることを踏まえると、松島の雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、前記イ同様、A3議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

そのほかに、一審原告は、A3議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A3議員が支出した人件費に係る政務調査費102万円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(16) 同68頁7行目「については、」の後に「前記前提事実、」を加える。

(17) 同68頁13行目「雇用した」を次のとおり改める。

「雇用し、小谷らの人事費として、合計147万1420円の人事費を支出し、そのうち85万2721円について政務調査費を充当した（なお、小谷については、人事費の全額、田中日奈子については、平成22年4、5月は2分の1、同年6月は9日までが2分の1、10日以降は3分の1、7月から10月は3分の1、久原については、3分の1について充

当。)」

- (18) 同68頁13行目「22」を「23」に改める。
- (19) 同68頁16行目「そして」から同24行目末尾までを削除する。
- (20) 同69頁1行目「推認」から同7行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される。

(ウ) これに対して、A4議員は、平成22年度中、小谷ら3名の職員をパートタイマーとして雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所、勤務時間は原則として平日午前9時から午後5時までであったが、小谷については、不定期で、子どもの保育園等の関係で概ね午前10時から午後3時頃までであったこと、給料は日給制で基本的に1日5000円であるが、小谷については、ひと月まとめて5万円としたこと、職務内容は、小谷については、市政だよりの編集に関わる資料の収集・整理、市政相談の来訪者の対応、接待等の政務調査活動であり、田中日奈子については、上記に加え、後援会関係者との連絡調整、平成22年6月10日に同事務所に政党事務所が併設されたことから、それ以降はこれらに加え政党に関する連絡調整等、久原については、平成22年11月から雇用したものであり、上記田中同様の業務を行ったこと、政党活動（党費の徴収や寄付金に関する事務）は自宅で妻と議員自身において行っていたことなどを具体的に陳述ないし証言しており（丙A4の22及び23、当審証人三上），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、小谷ら作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A4の24ないし26）及び人件費支出に係る領収証（丙A4の2ないし21）が提出されていることを踏まえると、小谷らの雇用や人件費支給の実態が認められ、また、平成22年6月に政党事務所が併設されたことを踏まえ、田中日奈子の人件費に係る政務調査費の支出の按分を2分の1から3分の1にするなど、相当な対応がされていると認められるものであり、上記推認に

対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、A 4 議員が小谷について、月 10 日以上は出勤していたと述べたり、週 5 日ほとんど来ていたと述べたり矛盾しているなどとして、その証言は信用できない旨主張するが、A 4 議員は、小谷について、保育園等の関係で勤務時間が短くなることなどを具体的に述べており、一審原告の上記指摘を踏まえても、信用できないとはいえない。

また、一審原告は、前記イ同様、A 4 議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

そのほかに、一審原告は、A 4 議員の入件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A 4 議員が支出した入件費に係る政務調査費 85万2721 円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (21) 同 69 頁 14 行目「全額を」を「うち、3 分の 1 未満である 70 万 405 2 円を」に改める。
- (22) 同 69 頁 15 行目「甲 A 5 の 3」を「前記前提事実、甲 A 5 の 3」に改める。
- (23) 同 69 頁 18 行目「推認」から同 25 行目末尾までを次のとおり改める。
「推認される。」

(ウ) これに対して、A 5 議員は、平成 22 年度中、明石ら 2 名の職員を雇用したこと、明石は月給制の正職員であり、勤務場所は同議員の事務所であり、勤務時間は午前 9 時から午後 5 時までであること、職務内容は政務調査活動の補助（電話などの陳情の受付や来客対応、資料収集、政務調査だよりの作成や発送など）、後援会活動の補充（後援会名簿の整理や新年

会、パークゴルフ大会などの後援会行事の企画、準備など) 及び政党活動の補助(党費の徴収など)であること、馬場はパートタイマーであるが、給与は交通費を基礎として4万円とし、週3回、午前9時半頃から午後5時前頃まで勤務し、政務調査活動、後援会活動及び党費に関する会計事務をしていたことなどを陳述ないし証言しており(丙A5の26、丙A5の29、当審証人宮村)，反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、明石ら作成の勤務内容等を記載した報告書(丙A5の27及び28)及び人件費支出に係る領収証(甲A5の3、丙A5の2ないし25)が提出されていることを踏まえると、明石らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、前記イ同様、A5議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

そのほかに、一審原告は、A5議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(イ) 小括

以上より、A5議員が支出した人件費に係る政務調査費70万4052円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (24) 同70頁7行目「額」を「170万5000円」に改める。
- (25) 同70頁8行目「丙A6の22ないしA6の44」を「前記前提事実、丙A6の22ないし44」に改める。
- (26) 同70頁9行目「A6議員」から同17行目末尾までを削除する。
- (27) 同70頁20行目「推認」から同71頁1行目末尾までを次のとおり改め

る。

「推認される。

(ウ) これに対して、A 6 議員は、平成 22 年度中、川村ら 4 名の職員を月給制の正職員として雇用したこと、勤務場所は同議員の事務所であり、勤務時間は午前 9 時から午後 6 時までであること、川村は平成 22 年 7 月までの雇用であり、岡田は同月からの雇用であり、村川は同年 8 月から平成 23 年 2 月までの雇用であり、氷室は平成 22 年 6 月までの雇用であったこと、職務内容は、川村、岡田、村川については、政務調査活動の補助（政務調査だよりの配布、作成のための資料収集、陳情の受付・整理、同議員に同行して現地調査の補助、関係各所への要望の作成など）及び後援会活動の補助（後援会名簿の作成や整理、後援会行事の準備）であり、氷室についても、上記同様であるが、事務所内の掃除や小口現金の出納なども行っていたこと、政党活動は自宅で行っていることなどを陳述ないし証言しております（丙 A 6 の 45 及び 46、丙 A 6 の 49、当審証人鈴木），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、岡田、氷室、村川作成の勤務内容等を記載した報告書（丙 A 6 の 50 ないし 52）及び人件費支出に係る領収証（丙 A 6 の 22 ないし 44）が提出されていることを踏まえると、明石らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、前記イ同様、A 6 議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

そのほかに、一審原告は、A 6 議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A 6議員が支出した人件費に係る政務調査費170万5000円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (28) 同71頁3行目「ついては、」の後に「前記前提事実、」を加える。
- (29) 同71頁9行目から同10行目にかけての「2分の1」の後に「の268万円」を加える。
- (30) 同71頁23行目冒頭から同73頁22行目末尾までを次のとおり改める。

「c 桜井は、上記雇用契約書の記載にかかわらず、平日の午前9時から午後5時まで勤務し、月給23万円であった（同金額については、桜井の希望や生活状況などを踏まえて決定された。また、賞与や残業手当はなかった。）。その職務内容は政務調査における関係者・関係機関との連絡折衝、各種資料収集・整理などであり、特に札幌市手稲区内における札樽道への入口の設置問題について、地権者らとの会議の日程調整や資料収集を行い、また、後援会の行事などの場所や交通手段の手配などを行っていた。平成22年4月1日から平成23年3月31までの実際の勤務日数は、平成22年4月が21日、5月が20日、6月が24日、7月が22日、8月が24日、9月が22日、10月が23日、11月が22日、12月が20日、平成23年1月が20日、2月が28日、3月が30日であった。

d 高谷は、上記雇用契約書の記載にかかわらず、平日の午前9時から午後5時まで勤務し、月給10万円であった（同金額は、高谷が年金を受け取っており多い金額を望まなかつたことなどを踏まえて決定された。また、賞与や残業手当はなかった。）。その職務内容は政務調査における関係者・関係機関との連絡折衝、各種資料収集・整理などであり、具体的には札幌市手稲区内の道路に関する要望に関する資料作成などを行

っていた。平成22年4月1日から平成23年3月31日までの実際の勤務日数は、平成22年4月が18日、5月が17日、6月が19日、7月が19日、8月が20日、9月が19日、10月が20日、11月が18日、12月が19日、平成23年1月が19日、2月が19日、3月が22日であった。

e：柴竹は、札幌市手稲区曙、山口地区約3500戸へ市政報告・市政だよりを配布するという政務調査活動の補助のため、賃金10万円、10日間のアルバイトとして雇用した。

(上記cないしeにつき丙A7の16ないし43、丙A7の45、丙A7の51、原審及び当審証人武市)

(イ) 上記認定事実に基づき各職員について検討する。

a 桜井について

上記(ア)cのとおり、A7議員は、桜井を政務調査活動及び後援会活動の補助として雇用していたものであり、その給与もフルタイムで働く職員であり、賞与や残業手当もないことや実際の勤務日数に照らしても不相応に高額であるとはいえない。

b 高谷について

上記(ア)dのとおり、A7議員は、高谷を政務調査活動の補助として雇用していたものである。なお、その給与は桜井に比して低額であるが、その額は高谷が年金を受け取っていることなどを踏まえたものであり、また、桜井とは業務内容が異なることや実際の勤務日数も桜井に比して少ないことなどからみても、格別不合理なものであるとはいえない。

c 柴竹について

柴竹については、雇用契約書が提出されておらず、その人件費に係る政務調査費の支出が違法なものと推認されるが、上記(ア)eのとお

り、柴竹は、市政だよりの配布のために短期間のアルバイトとして雇用されたものであり、その雇用や人件費支給の実態が明らかとなつたといえ、上記推認に対する適切な反証がされたと認められる。

(ウ) 一審原告は、A 7 議員の事務所が政党支部と併設されていることからすれば、桜井が政党活動を補助していたことは明らかである旨主張する。

確かに、A 7 議員の事務所は、「自由民主党北海道第4選挙区支部」の政党支部事務所を兼ねていたが、同支部では、北海道議会議員を中心に1名の職員を雇用しており、上記3名は同政党支部の活動には関与しておらず、A 7 議員は「自由民主党北海道札幌市手稲区第二支部」を自宅に設置し、党費の徴収といった政党活動は、同議員が自宅で行っていたと認められる（甲 A 7 の 3、丙 A 7 の 4 1、原審及び当審証人武市）。

したがって、桜井が政党活動を補助していたと認めることはできない。

そのほかに、一審原告は、A 7 議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(エ) 小括

以上より、A 7 議員が支出した人件費に係る政務調査費268万円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (31) 同73頁24行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (32) 同74頁17行目「については、」の後に「前記前提事実、」を加える。
- (33) 同74頁19行目「a」を削除する。
- (34) 同74頁20行目「西村友子、木下裕、小原文昭及び宮崎睦」を次のとおり改める。

「西村友子（以下「西村」という。），木下裕（以下「木下」という。），小原文昭（以下「小原」という。）及び宮崎睦（以下「宮崎」という。）」

- (35) 同74頁24行目冒頭から同75頁1行目末尾までを削除する。
- (36) 同75頁4行目「推認」から同17行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される（なお，木下については当審において，雇用契約書（丙A9の38）が提出されたが，この場合，その経緯も含め反証の成否を吟味すべきであることは前記(2)アのとおりである。）。

(ウ) これに対して，A9議員は，政務調査活動補助のために西村ら4名の職員を雇用したこと，4名の勤務場所は同議員の事務所であり，勤務時間は木下，小原，宮崎が平日の午前9時30分から午後5時，西村が木曜日を除く平日，1日概ね5時間であること，木下は月給制の正職員，宮崎は平成22年度当時，月給制のアルバイト（平成23年度からは正職員），小原は月給制のアルバイト，西村は時給1000円程度で月8万円を限度とする時給制であったこと，西村は平成22年12月31日までの雇用であり，木下は平成23年1月に急逝し，小原，宮崎は平成23年2月1日からの雇用であったこと，職務内容については，西村が掃除や陳情，要望等の電話受付，議員等との連絡調整など，木下は陳情，要望等の受付，市政報告の際の資料作成，現地調査の際の運転など，小原，宮崎は木下と同様であること，また，いずれも後援会活動の補助（後援会名簿の整理，後援会に関する来客や電話応対等）の業務も行っていたこと，木下の雇用契約書（丙A9の38）を原審段階で提出しなかった理由は，木下が死亡しており，親族から領収証を提出することについて同意を得て提出することとし，それとともに雇用契約書を提出したと思っていたが提出されていなかったので，改めて探して提出するに至ったこと，政党活動（党費の徴収やその会計管理等）は自宅で行

っていたことなどを陳述ないし証言している（丙A9の41及び42、丙A9の44及び45、当審証人細川）。

(エ) しかるに、木下の雇用契約書が当審において提出された理由については、必ずしも合理的な説明がされているとはいえないものの、雇用契約書（丙A9の38）の体裁に特に不自然なところも認められないこと、「健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書」（丙A9の39）が提出され、そこには木下が平成23年1月13日死亡を原因として資格を喪失したことやA9議員が事業主と記載されており、上記証言等と整合すること、他の3名については、当時の雇用契約書は提出されておらず、あえて木下についてのみ雇用契約書を事後的に作出するとも考え難いことなどを考慮すると、A9議員の上記証言を信用することができ、反対尋問を経ても他に格別不合理なところはない。

加えて、宮崎作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A9の43）、平成23年6月6日付けの宮崎の雇用契約書（丙A9の40）及び人件費支出に係る領収証（丙A9の2、丙A9の3、丙A9の14ないし35）が提出されていることを踏まえると、西村らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(オ) 一審原告は、木下の雇用契約書が当審において提出されるのは不自然である旨主張するが、その経緯も含めA9議員の証言等が信用できることは前記(ウ)のとおりである。

そのほかに、一審原告は、A9議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(カ) 小括

以上より、A9議員が支出した人件費に係る政務調査費170万円の支

出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (37) 同75頁19行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (38) 同76頁19行目「については、」の後に「前記前提事実」を加える。
- (39) 同78頁6行目末尾に改行の上、次のとおり加える。

「また、一審原告は、A11議員が、同議員事務所において政党活動も行っていたのであるから、小熊もこれに従事していたと考えるべきである旨主張する。

しかしながら、A11議員は、「手引き」に沿って、政務調査員は政務調査活動しかできないとの会派からの指導を踏まえ、小熊に対し、政務調査活動のみをするよう指示していたことが認められ（原審証人村山），小熊が按分を要するような政党活動に従事したことを認めるに足りる証拠はない。」

- (40) 同78頁11行目「証拠」を「前記前提事実、証拠」に改める。
- (41) 同78頁13行目「児玉功、目黒正子、牧野麗及び高島奈津子」を次のとおり改める。

「児玉功（以下「児玉」という。）、目黒正子（以下「目黒」という。）、牧野麗（以下「牧野」という。）及び高島奈津子（以下「高島」という。）」

- (42) 同78頁20行目「推認」から同79頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される。

(イ) これに対して、A12議員は、平成22年度中、A12議員は、児玉ら4名の職員を雇用したこと、勤務場所は同議員の事務所、勤務時間は午前10時から午後4時、児玉はアルバイト、目黒、牧野、高島はパートタイマーであり、職務内容は政務調査活動の補助であり、児玉は、市政に関する相談、陳情や要望の受付、電話応対、市政報告書や市政だよりに関する

資料の収集、整理、作成、会計業務全般の監査などであり、目黒は、市政に関する相談、陳情や要望の受付、電話応対、市政報告書や市政だよりに関する資料の収集、整理、作成、政務調査費の会計業務などであり、牧野は上記に加え、事務所の維持管理に関する業務などであり、高島は、市政に関する相談、陳情や要望の受付、電話応対、市政報告書や市政だよりに関する資料の収集、整理、作成、政務調査費の会計業務などであったこと、A12議員は、児玉らが勤務していた政務調査事務所に後援会事務所が設置されていたことから、上記職員らの入件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出したこと、政党活動は自民党札幌厚別区連合支部で行っていたことなどを陳述ないし証言しており（丙A12の39、丙A12の44、当審証人小嶋），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、児玉ら作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A12の40ないし43）及び入件費支出に係る領収証（丙A12の11ないし35）が提出されていることを踏まえると、児玉らの雇用や入件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) そのほかに、一審原告は、A12議員の入件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A12議員が支出した入件費に係る政務調査費145万260円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

- (43) 同79頁10行目「丙A13の2ないし5」を「前記前提事実、丙A13の2ないし5」に改める。
- (44) 同79頁23行目冒頭から同81頁6行目末尾までを次のとおり改める。

(ア) A 1 4議員は、平成22年度において、政務調査活動に従事する職員として後藤忠征（以下「後藤」という。）及び林（以下、両名の職員を総称して「後藤ら」という。）の2名を雇用し、後藤の給与合計79万6000円の全額を政務調査費から支出し、林の給与合計132万2700円（後援会からの支給を含む。）のうち46万2000円を政務調査費から支出し、政務調査費支出は合計で125万8000円であった（前記前提事実、丙A 1 4の2ないし21、丙A 1 4の24、当審証人山田）。

(イ) しかし、参加人自民党会派は、一審原告から提出を求められたにもかかわらず、後藤らの雇用契約書を提出していないことから、A 1 4議員がした後藤らの人物費の政務調査費からの支出が違法な支出であることが推認される。

(ウ) これに対して、A 1 4議員は、平成22年度中、後藤ら2名の日額制のパートタイマーを雇用したこと、勤務場所は同議員の事務所であり、勤務時間は平日午前9時から午後5時、職務内容は、後藤については政務調査活動の補助（陳情の受付や資料の整理、市政に関する広報誌の作成や会計など）林については、政務調査活動の補助（陳情の受付や資料の整理など）及び後援会活動の補助（後援会名簿の整理など）であること、政党活動は札幌市東区東苗穂1条2丁目3番27号所在の別の事務所で同議員の家族が行っていたことなどを陳述ないし証言している（丙A 1 4の21、丙A 1 4の24、当審証人山田）。

そして、前記3(3)キ(ア)のとおり、A 1 4議員の政務調査事務所においては、平成22年11月頃から、平成23年市議会議員選挙に向けた準備活動を同事務所で始め、林もこれに従事したことから、同月分から、同人の人物費は全て同議員の後援会から支給されるようになり、政務調査費から支出されることなくなつたことが認められる。

また、後藤においても、平成23年3月には、選挙活動の準備を手伝うこともあり、同月には、少なくとも政務調査費から同人の人件費が支出されたことはなかったことが認められる（丙A14の20、当審証人山田）。

A14議員の証言等については、林の給与額や領収証の作成に関し、やや不明確なところがあるが、上記のとおり、林や後藤の人件費に関しては、選挙の準備活動への関与を踏まえ、政務調査費による支出を止めなど相当な対応をしていると認められるところであり、全体として信用することができる。

加えて、後藤ら作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A14の22及び23）及び人件費支出に係る領収証（丙A14の2ないし19）が提出されていることを踏まえると、後藤らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、後藤が、市政だよりの作成、発送業務を一手に引き受けており、これは後援会の組織維持・活動の活性化のために行われていたものであるから、政務調査費からの支出が許されるとしても2分の1にとどまる旨主張する。

しかしながら、A14議員は、議員の作成する市政だよりは一般的に市政を調査し、その結果を報告するためのものと考えられるところ、そのための経費に対する政務調査費の支出は、「手引き」等の使途基準においても認められているものと解される（甲共3の15頁など参照）。そうすると、市政だよりの作成などが結果的に後援会の組織維持に寄与することがあったとしても、そのことをもって按分しない政務調査費からの支出が「手引き」等の使途基準に違反するものということはできない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。

そのほかに、一審原告は、A14議員の人事費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、後藤については、政務調査活動の補助をしていたのであるから、人事費に係る政務調査費79万6000円の支出が、林については、政務調査活動及び後援会活動の補助をしていたのであるから、人事費の支出132万2700円の2分の1未満である46万2000円の政務調査委費の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(45) 同81頁8行目「上記3(3)キ」を「前記前提事実、上記3(3)ク」に改める。

(46) 同82頁17行目冒頭から同83頁5行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) A16議員は、平成22年度において、政務調査活動に従事する職員として、松井明弘（以下「松井」という。）、安島恭子（以下「安島」という。）、大久保及び大井寿一（以下「大井」といい、上記4名を総称して「松井ら」という。）の4名を雇用し、松井らの給与合計205万円の2分の1である102万5000円を政務調査費から支出した（前記前提事実、丙A16の2）。

(イ) しかし、参加人自民党会派は、一審原告から提出を求められたにもかかわらず、原審段階において、松井らの雇用契約書を提出しなかったから、A16議員がした松井らの人事費の政務調査費の支出は違法なものと推認される。なお、当審において、松井らの雇用契約書が提出されたが、これは雇用契約当時作成したものではなく、本件の裁判をきっかけに雇用条件についての内容を報告するために作成されたものにすぎない

(当審証人横山)。

(ウ) これに対して、A16議員は、平成22年度中、松井ら4名の職員をいずれもパートタイマーとして雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であること、大久保については、勤務日は月によってまちまちであるが、勤務時間は午前9時から午後5時、賃金は1日6000円、職務内容は政務調査活動の補助（市政に関する来訪者や電話の対応、「横山峰子だより」という市政に関する広報誌の制作、配布など）及び後援会活動の補助（後援会の通知や後援会名簿の管理など）であり、安島については、勤務日が週三、四日程度、勤務時間は午前9時から午後5時までのうち5時間程度、賃金は時給1000円、職務内容は上記同様であり、松井については、平成22年4月1日から同年9月30日まで雇用し、勤務日が平日午前9時から午後4時、賃金は月給8万円、職務内容は政務調査活動の補助（同議員の政務調査活動に係る移動時の自動車運転、市政報告等の印刷物配布に関する業務など）であり、大井については、平成22年6月1日から平成23年2月まで雇用し、平成22年6月1日から同年9月30日までは勤務日は同議員が必要とする日に出勤し、勤務時間は午前9時から午後5時、賃金は時給1000円、同年10月1日からは平日午前9時から午後5時、賃金は月給10万円であり、職務内容は上記同様であったこと、政党活動については自宅で行っていたことなどを陳述ないし証言しており（丙A16の3及び4、当審証人横山），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、松井らの勤務内容等を記載した雇用契約書（丙A16の2の2ないし6）及び人件費支出に係る領収証（丙A16の2の1）が提出されていることを踏まえると、松井らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相

当である（ただし、一部違法であることは後記(エ)aのとおり）。

(エ)a 一審原告は、A16議員は、平成23年1月からは選挙に向けて、選挙活動と後援会活動に全力投球していたとしており、政務調査活動は行われていないから、平成23年1月から同年3月までの支出は全額違法である旨主張する。

この点、A16議員は、平成23年1月から同年3月までの事務所費については、上記事務所を選挙事務所として使っていたことから、政務調査費からの支出はしていなかったものである。

そして、A16議員自身、この間は選挙活動、後援会活動に全力で取り組んでいた旨証言している（当審証人横山）。

そうすると、同事務所で勤務していた職員も同期間について選挙活動及び後援会活動に従事していたと解するのが相当である。

したがって、同期間に人件費として政務調査費から支出された額（大井について10万円、安島について1万3500円（丙A16の2の1））は違法な支出というべきである。

b 一審原告は、大久保の職務内容に「選挙管理委員会への書類提出等に係る業務」とされており、平素から事務所において選挙に向けた活動をしていたのであるから、大久保の人件費にかかる政務調査費からの支出のうち3分の1を超える支出は違法である旨主張する。

この点、大久保の雇用契約書に、その仕事内容として、「選挙管理委員会への書類提出等に係る業務」と記載され、平成22年12月頃に、同職員が同業務を行ったことが認められることは前記ケ(ウ)のとおりである。

しかしながら、これをもってA16議員が平素から同事務所を政党活動の拠点に利用していたとまで認めることはできず、「手引き」等の使途基準に従った按分割合（2分の1）を超えた政務調査費の支出

が許容されないような政党活動の補助業務をしていたという実態があったとは認められない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。

そのほかに、一審原告は、A16議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A16議員が支出した人件費に係る政務調査費102万5000円の支出のうち、11万3500円は違法である。」

(47) 同83頁11行目「丙A17の2」を「前記前提事実、丙A17の2」に改める。

(48) 同83頁25行目冒頭から同84頁13行目末尾までを次のとおり改める。

「(ア) A18議員は、平成22年度において、政務調査活動に従事する職員として、角田佳子（以下「角田」という。）、丸山誠、丸山美枝子、山本秀樹（以下「山本」という。）、松浦昇（以下「松浦」という。）及び達田有（以下「達田」といい、上記6名を総称して「角田ら」という。）の6名を雇用し、角田らの給与合計281万0615円の2分の1である140万5304円を政務調査費から支出した（前記前提事実、丙A18の2の1）。

(イ) しかし、参加人自民党会派は、一審原告から提出を求められたにもかかわらず、角田らの雇用契約書を提出しないことから、A18議員がした角田らの人件費にかかる政務調査費の支出が違法なものであることが推認される。

(ウ) これに対して、A18議員は、平成22年度中、角田ら6名の職員を雇用したこと、勤務場所は同議員の事務所であり、勤務時間は平日午前

9時から午後5時であること、角田は月給制（月13万円）の正職員であり、職務内容は、政務調査活動の補助（市政についての陳情の受付、市政報告書の作成など）及び後援会活動の補助（後援会名簿の整理、管理、後援会行事の企画運営など）、山本は月給制（月15万円）の正職員（雇用期間は平成22年9月から平成23年2月まで）であり、職務内容は上記同様、丸山誠は日給制（日5000円）のアルバイト（平成22年12月退職）であり、上記正職員の業務の補助の他、市政報告書の配布、丸山美枝子は時給制（1時間800円）のアルバイト（平成22年12月退職）であり、職務内容は上記同様、松浦は月給制（月13万円）の1か月（平成22年11月）の短期のアルバイトであり、職務内容は上記同様、達田は月給制（月13万円）の1か月（平成22年12月）の短期のアルバイトであり、職務内容は上記同様であったこと、松浦及び達田を短期間雇用したのは、市政報告書を8000世帯に配布するためであったこと、政党活動は自宅で行っていたことなどを陳述ないし証言しており（丙A18の3及び4、当審証人飯島），反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、角田らの人物費支出に係る振込記録（丙A18の2の1）が提出されていることを踏まえると、角田らの雇用や人物費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、A18議員は自身が経営する会社では雇用契約書を作成していたのに、議員として雇用した職員について雇用契約書を作成しないとは考えられないから、雇用実態等は明らかではない旨主張する。

確かに、市議会議員において、雇用する職員の人物費に政務調査費を充当する以上、本来、雇用契約書を作成して、その支出の正当性等を説明できるよう求められるものではあるが、雇用契約書以外の証拠による

立証を許さないものではなく、本件において、A18議員の証言等や客観的な振込記録により雇用や人件費支給の実態等が明らかになっていることは前記(ウ)のとおりである。

また、一審原告は、弁士としての党からの要請の連絡が事務所に来るのであり、事務所は政党活動の拠点となっていたのであるから、政務調査費による支出の3分の1を超える部分は違法である旨主張する。

しかしながら、前記3(3)サのとおり、これをもってA18議員が同事務所を政党活動の拠点として利用していたとまで認めることはできず、「手引き」等の使途基準に従った按分割合（2分の1）を超えた政務調査費の支出が許容されないような政党活動の実態があったとは認められない。

そのほかに、一審原告は、A18議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A18議員が支出した人件費に係る政務調査費140万5304円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(49) 同84頁17行目から18行目にかけての「丙A19の2」を「前記前提事実、丙A19の2」に改める。

(50) 同84頁21行目「推認」から同85頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「推認される。

(ウ) これに対して、A19議員は、平成22年度中、藤原を月給制（月20万円）のアルバイトとして雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であり、勤務時間は平日午前9時から午後5時であること、職務内容

は政務調査活動の補助（市政についての陳情、要望や問い合わせへの対応、取り次ぎ、市政報告書などの作成についての外注業者との連絡、配布業務、事務所の維持管理及び経理）及び後援会活動の補助（後援会の加入者からの陳情、要望や問い合わせへの対応、取り次ぎ）であること、現在は雇用契約書を作成していること、平成22年度は、自民党札幌支部連合会の監査役をしていたが、党の拡大を図るような政党活動は行っていなかったことなどを陳述ないし証言しており（丙A19の3、当審証人勝木）、反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、藤原作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A19の2の2）及び藤原の入件費支出に係る領収証（丙A19の2の1）が提出されいることを踏まえると、藤原の雇用や入件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、前記イ同様、A19議員が、職員について雇用保険、労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

そのほかに、一審原告は、A19議員の入件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A19議員が支出した入件費に係る政務調査費120万円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(51) 同85頁7行目「丙A20の2及び3」を「前記前提事実、丙A20の2及び3」に改める。

(52) 同85頁10行目「推認」から同20行目末尾までを次のとおり改める。
「推認される。」

(ウ) これに対して、A20議員は、平成22年度中、田中美都子を月給制

(9万円)で雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所、勤務時間は平日の午前9時から午後4時、職務内容は政務調査活動の補助（市政についての陳情、要望等の受付、資料収集、整理、政務調査活動についての来客者への対応、電話応答、札幌市等の行政や関係各所との対応、取り次ぎなど）であること、後援会活動の補助（市政報告会や女性部の集会などの後援会に関する行事の打ち合わせや日程調整）や政党活動の補助（党費の徴収など）は同議員の妻が行っており、同職員が行うことはないこと、妻が不在の時に、後援会に関する来客や電話の取り次ぎを行うことはあったが、同職員が対応することはなかったこと、政務調査事務所は後援会事務所と同じ建物内にあり、入口は一つであり、電話番号も同一であること、これら事務所に常駐しているのは田中美都子のみであること、自宅は政務調査事務所に隣接していること、党名簿は自宅で保管していることなどを陳述ないし証言している（丙A20の4及び5、当審証人五十嵐）。

加えて、田中美都子の人物費支給に係る領収証（丙A20の2）が提出されている。

(乙) 上記証言等によれば、田中美都子が政務調査活動の補助に従事したことや政党活動の補助については、自宅で妻が行っていたと認めることができる。

他方で、政務調査事務所と後援会事務所は同じ建物内にあり、入口も一つで電話番号を同一であったものであり、そこに常駐するのは田中美都子のみであったのであって、田中美都子において後援会活動の補助に関する業務を相当程度行っていたと考えるのが合理的である。この点、現にA20議員自身、田中美都子が後援会関係の電話の取り次ぎなどを行っていたことも証言しているところである。

そうすると、田中美都子が後援会活動の補助を行っていない旨の上記証

言等は採用できない。

(オ) 小括

以上より、田中美都子の雇用の事実は認められるが、その職務内容は政務調査活動に加え、後援会活動の補助も含まれると認められるから、田中美都子の人物費に係る政務調査費の支出のうち、2分の1を超える部分（54万円）は違法というべきである。」

(53) 同86頁2行目「丙A21の2」を「前記前提事実、丙A21の2の1」に改める。

(54) 同86頁5行目「推認」から同13行目末尾までを次のとおり改める。
「推認される。

(ウ) A21議員は、平成22年度中、政務調査活動補助のために末岡ら4名の職員を雇用したこと、勤務場所は同議員の政務調査事務所であること、末岡は月給制（月20万円）の正職員、勤務時間は平日午前9時から午後5時、職務内容は政務調査活動の補助（市政相談の補助や市政に関する情報収集、市政報告会の準備、市政だよりの配布など）及び後援会活動の補助（後援会行事の補助）であったこと、小川は月給制（月15万円）のパートタイマーとして、平成22年11月から平成23年1月まで雇用し、勤務時間は上記同様、職務内容は政務調査活動の補助（上記同様）及び政党活動の補助（主に年1回の党費徴収）であった、川岸は月給制（22万円）の正社員として、平成23年2月から雇用し、勤務時間及び職務内容は上記同様、阿部は時給制（1時間760円）のアルバイトとして、平成23年3月の1か月間雇用し、勤務時間は平日のうち3日程度、午前9時から午後2時、職務内容は政務調査のための報告書の作成作業であったことなどを陳述ないし証言しており（丙A21の3、当審証人長内）、反対尋問を経ても格別不合理なところは見当たらない。

加えて、末岡、川岸及び阿部作成の勤務内容等を記載した報告書（丙A

21の2の2ないし4)並びに人件費支出に係る領収証(丙A21の2の1)が提出されていることを踏まえると、末岡らの雇用や人件費支給の実態が認められるから、上記推認に対する適切な反証がされていると認めるのが相当である。

(エ) 一審原告は、前記イ同様、A21議員が、職員について必要な税金の控除をしていないことや労災保険への加入もしていないことを指摘するが、これをもって雇用実態がないとまでいえないことは前記イで述べたとおりである。

また、一審原告は、各職員が後援会に関する電話に応対したり、事務所における党費の徴収といった政党活動の補助もしていたと考えられるなどとして、少なくとも3分の1を超える支出は違法である旨主張する。

しかしながら、A21議員は、末岡、小川及び川岸については、各職員毎に役割を分担し、その役割分担を踏まえ、各職員の人件費のうち2分の1について政務調査費を充当し、阿部については、政務調査の報告書作業のみに短期間雇用したことを踏まえ、人件費の全額について政務調査費を充当したことについて具体的に証言等しており、この信用性を覆すに足りる証拠はない。

したがって、一審原告の上記主張は採用できない。

そのほかに、一審原告は、A21議員の人件費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形象的な事実を具体的に主張立証していない。

(オ) 小括

以上より、A21議員が支出した人件費に係る政務調査費153万7007円の支出が、その全額について違法であるということはできない。」

(55) 同86頁15行目「については、」の後に「前記前提事実」を加える。

(56) 同87頁11行目及び同16行目の各「政務調査質」をいずれも「政務調

査室」に改める。

(5) 同88頁10行目冒頭から同89頁18行目末尾までを次のとおり改める。

「(ウ) 成松については、エコ・サーブとの間の平成18年9月29日付け雇用契約書（丙A22の2の4）によれば、勤務時間が午前8時45分から午後5時（うち休憩時間60分）、休日が土日祝日、夏期休暇・年末年始・会社が定めた日、賃金が時給850円、業務内容が事務であることが認められる。

そして、A22議員は、平成22年4月から、成松について、エコ・サーブの業務に加え、政務調査活動の補助の業務を行わせることにし、午前中は政務調査活動の補助、午後はエコ・サーブでの業務といったように時間を区切って業務させていた旨陳述ないし証言しており（丙A22の4及び5、当審証人大越），同証言等は、政務調査活動に関する雇用契約書（丙A22の2の3）において、勤務時間が午前10時から12時又は午後1時から午後5時とされていることと整合するものであり、信用できる（なお、エコ・サーブとの雇用契約書にそのような時間の区切りがないのは、同契約書作成当時には政務調査事務所での勤務がなかったことによるものであり（当審証人大越），この点は上記判断を左右しない。）。

以上、エコ・サーブにおける成松の雇用の実態を裏付ける雇用契約書及びA22議員の証言等を踏まえれば、エコ・サーブにおける成松の雇用実態等が明らかになったといえる。

そのほかに、一審原告は、A22議員の人事費に係る政務調査費の支出が「手引き」等の使途基準に違反する違法なものであることを推認させる一般的・外形的な事実を具体的に主張立証していない。

(エ) そうすると、A22議員がした成松の人事費の2分の1の政務調査費

の支出は、その全額が違法であるということはできない。

(4) 小括

以上の検討結果によれば、参加人自民党会派所属の各議員について、政務調査費による支出が違法である人件費の額は、別紙5（当審における検討結果一覧表）「人件費」欄記載のとおりである。

5 総括

以上によれば、一審被告が参加人各会派に交付した平成22年度の政務調査費から各会派がした支出のうち、違法であるものと認められるものの金額の合計は、以下のとおりである。

- | | |
|--------------|------------|
| (1) 参加人自民党会派 | 73万6833円 |
| (2) 参加人民主会派 | 1090万7200円 |
| (3) 改革 | 0円 |

そうすると、一審被告は、上記(1)及び(2)の参加人各会派に対し、上記(1)及び(2)の金額につき不当利得返還請求権を有しているにもかかわらず、これを行使していないことから、当該請求の行使につき違法に財産の管理を怠っているということができる。」

第4 結論

よって、一審原告の請求は、一審被告に対し、参加人自民党会派に対して73万6833円の、参加人民主会派に対して1090万7200円の各返還を求める限度で理由があるから、この限度で認容すべきところ、これと異なる原判決は一部失当であって、一審被告の本件控訴は一部理由があるから、原判決を上記のとおり変更し、一審原告の本件控訴は理由がないから、これを棄却すべきである。なお、一審原告は、当審において、第1審で求めていた一審被告が日本共産党札幌市議会議員団に対して支出した政務調査費のうち177万6401円の不当利得返還の請求をすることを求める部分の訴えを取り下げたので、原判決主文3項は、当然にその効力を失っているから、その旨を明らかに

することとして、主文のとおり判決する。

札幌高等裁判所第3民事部

裁判長裁判官 竹内純一

裁判官 小原一人

裁判官 吉田光寿

(別紙)

当事者目録

札幌市中央区南1条西10丁目タイムズビル3階

控訴人兼被控訴人(一審原告) 札幌市民オンブズマン

(以下「一審原告」という。)

同 代表者代表

島 太

度

賢 憲

二 昭

直 良

洋 彰

達 佑

生 指

雄 雄

太 太

同 訴訟代理人弁護士

田 中 福

憲

洋 彰

田 福

直 良

生 指

島 桑 渡

達 佑

揮 太

辺 齋

雄 雄

太 太

藤 山

長 広

弘 和

札幌市中央区北1条西2丁目

被控訴人兼控訴人(一審被告)

札 幌

市

長 広

(以下「一審被告」という。)

秋 元

克 美

夫 弘

同 訴訟代理人弁護士

藤 田

津 津

和 啓

同 指定代理人

柳 沼

孝 大

和 啓

同

折 笠

大 直

和 啓

同

大 灌

大 直

和 啓

同

熊 谷

大 直

和 啓

同

山 口

大 元

和 啓

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所17階

同補助参加人

札幌市議会自由民主党議員会

同代表者会長

三 上 洋 右

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所17階

同補助参加人
同代表者会長
上記両名訴訟代理人弁護士
同同同

札幌市議会民主市民連合議員会
ふじわら 広将司
佐々木英祐樹
町田宏樹
太及華恵

別紙1 政務調査費支出額一覧

番号	議員名	事務所費		人件費	
		賃料及び駐車場料金	政務調査費での支出額	人件費総額	政務調査費での支出額
A1	川田匡桐			112万1686円	56万0843円
A2	笛出昭夫			210万6250円	70万2074円
A3	馬場泰年			102万円	102万円
A4	三上洋右	150万円	55万7500円	147万1420円	85万2721円
A5	宮村素子	114万円	35万7518円	224万4960円	70万4052円
A6	鈴木健雄	114万5000円	57万2500円	341万円	170万5000円
A7	武市嘉一	36万円	36万円	406万円	268万円
A8	こんどう和雄	126万4935円	63万2467円	170万3800円	85万1900円
A9	細川正人	142万円	70万6666円	340万円	170万円
A10	宗形雅俊	180万円	87万5000円	146万4000円	73万2000円
A11	村山秀哉	102万6850円	84万0150円	220万円	180万円
A12	こじまゆみ	107万4095円	52万6021円	290万5200円	145万2600円
A13	高橋克朋	60万円	30万円	40万5000円	20万2500円
A14	山田一仁	120万円	60万円	211万8700円	125万8000円
A15	村松正海	48万円	48万円	198万0066円	174万5538円
A16	横山峰子	157万5000円	78万7500円	205万円	102万5000円
A17	佐々木みづ子	66万2625円	33万1312円	146万8205円	73万4102円
A18	飯島弘之	152万4810円	76万2404円	281万0615円	140万5304円
A19	勝木勇人			240万円	120万円
A20	五十嵐徳美			108万円	108万円
A21	長内直也			333万1040円	153万7007円
A22	大越誠幸			365万8720円	283万3550円
B1	猪熊輝夫	88万円	44万円		
B2	小川直人	85万8000円	42万9000円		
B3	小野正美	51万9750円	25万9875円		
B4	恩村一郎	110万円	55万円		
B5	川口谷正	60万円	30万円		
B6	佐藤右司	100万円	100万円		
B7	篠田江里子	84万円	42万円		
B8	長谷川衛	90万円	45万円		
B9	畠瀬幸二	70万円	35万円		
B10	林家とんでん平	108万0200円	108万0200円		
B11	福士勝	145万円	72万5000円		
B12	ふじわら広昭	※	※		
B13	峯廻紀昌	66万円	33万円		
B14	三宅由美	84万2930円	42万1465円		
B15	山口かずさ	48万4000円	24万2000円		
D1	佐藤美智夫	68万6400円	34万3200円		
D2	宮本吉人	137万7200円	59万4700円		

注)※印欄は当事者に争いがある部分を示す。

別紙2 当事者に争いのある支出額一覧表

記号	議員名	費目	原告主張	被告ら主張
A5	宮村素子	人件費総額	211万2192円	224万4960円
A14	山田一仁	人件費総額	125万8000円	211万8700円
B2	小川直人	賃料等	78万円	85万8000円
		政調費支出	39万円	42万9000円
B5	川口谷正	賃料等	69万円	60万円
		政調費支出	34万5000円	30万円
B12	ふじわら広昭	賃料等	81万円	90万円
		政調費支出	40万5000円	45万円

別紙3 当審における事務所費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A6	鈴木健雄	A6議員は連帯保証人にすぎない。同議員が賃料を支払っていたとしても、法的には借主に求償権を取得しており、結局、賃料負担はない。実質的な借主が同議員であったとする貸主の陳述書(丙A6の48)は信用できない。また、賃貸人からの信用を高めるために今野氏を賃借人にしたのであり、実質的な借主が同議員であったということはできない。	A6議員は、事務所を政務調査活動に利用し、賃料の負担をはじめ、内装の変更、修繕の要求、賃料減額交渉など行っており、実質的な賃借人である。
A7	武市憲一	株式会社藤晃が所有者ではない駐車場については、同社と所有者との間の契約関係が立証されておらず、その所有者がA7議員本人でないことや同議員と生計を同一にするものでないことについて立証されていない。	A7議員が賃借している駐車場の所有者と同議員との間に、生計を同一とするような関係はない。
A9	細川正人	A9議員は、父親に対し、事務所賃料として月額10万円支払っているが、父親の所有する自宅に居住することについては一切の賃料等を支払っていない。父親と生計が別であればこのようなことは考え難く、生計が同一であるから敢えて家賃を收受していないと考えられる。仮にそうでないとしても、月額10万円の賃料の中に、自宅賃料も含まれていると考えられる。そうすると、同議員は、政務調査費により自身の生活費の支出を免れ利益を得ているといえるから、事務所費の支出は全額違法である。また、20名の党員からの党費の徴収や会計処理、さらには札幌支部連合会への上納作業等は相当な作業量であり、議員活動に関連する設備や資料も事務所に存在すると考えると、政党活動のみ自宅で行っていたとは考えにくい。したがって、事務所においては、後援会活動及び政党活動も行われていたと考えられるから、少なくとも3分の1の支出を超える額は違法である。	A9議員が居住部分の賃料を負担していないからといって父親と生計が同一といえるものではない。また、同議員は、自宅に政党の支部を置き、自宅の一室を使用して党費の徴収に関する事務を行っていたのである。
A11	村山秀哉	事務所の賃貸人は、A11議員の義理の姉が代表取締役を務める法人であるのみならず、同議員が同法人の全株式を保有していた。1人株主であり、同議員と法人が実質的に同一の法主体といえる。また、事務所賃料の領収書も同議員が自ら作成した可能性があり、真に事務所費を支出したことについて裏付けがない。したがって、事務所費の支出全額が違法である。また、後援会事務所の設備の不十分さ及び狭さからみて、当然に隣接する政務調査事務所でも後援会に関する作業が行われていたと考えられる。さらに、A11議員は自民党から出馬した候補者と政務調査事務所で選挙活動に関する打ち合わせを行っており、政党活動も行われていたのである。したがって、少なくとも3分の1を超える額の支出は違法である。	「手引き」では、議員が経営する会社が所有する物件の賃借について政務調査費の対象とできるとされており、当時、A11議員は、法人の取締役ではなく、株式の半分を保有していたにすぎないから、法人と議員が実質的に同一の法主体であると評価することはできない。また、同議員は、政務調査活動をする事務所とは別に後援会活動のための事務所を賃借するとともに、平成23年市議会議員選挙のための事務を行うようになった平成22年1月以降については、実態に即し、賃料を2分の1に按分して政務調査費を充てているのであり、何ら不合理なところはない。

別紙3 当審における事務所費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A12	こじまゆみ	賃貸借契約書が控訴審段階で提出されたが、真に存在していたのであれば、原審の段階において提出することができたはずであり、その記載内容をにわかに信用することはできない。	事務所について賃貸借契約書(丙A12の38)が存在する。A12議員は、事務所において、市政に関する相談や要望の聴取などの政務調査活動をしており、賃料に政務調査費を充当することに問題はない。
A14	山田一仁	賃貸借契約書の表題は店舗賃貸借契約書となっており、後援会活動や政党活動を排除する趣旨は不見当であり、事務所費についての支出は全額違法である。また、少なくとも平成22年11月以降については、事務所において選挙活動ないし政党活動が盛んに行われていたから、同月以降、3分の1を超える政務調査費からの支出は違法である。	平成22年11月以降、選挙に向けた事務所の賃借や備品の準備などで人手が必要であったが、政務調査事務所の職員がこれに関与したものではない。
A16	横山峰子	議員大久保の職務には「選挙管理委員会への書類提出等に係る業務」が含まれているのであるから、A16議員が平素から政党活動に利用していたのであり、3分の1を超える政務調査費による支出は違法である。	争う。
A18	飯島弘之	A18議員は、弁士として演説する場合、党からの要請の連絡が事務所に来ると証言しており、政党活動の拠点となっていたのであるから、政務調査費による支出の3分の1を超える部分は違法である。	争う。

別紙3 当審における事務所費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
B7	篠田江里子	<p>賃貸借契約書が控訴審段階で提出されたが、これには選挙事務所以外の用途に使用してはならない旨の記載があるから、これを引き継いだ覚書に基づく契約においても同様である。そうすると、選挙事務所以外に使用することができないのであるから当該事務所で政務調査活動が行われていないことは明らかである。市政だより(丙B7の28ないし32)の作成が当該事務所で行われたことについて客観的な書証はない。また、平成22年10月ころから、選挙のためのリーフレット等の作成を開始し、そのための打ち合わせ等が事務所で行われていたことなどからすれば、少なくとも3分の1を超える支出は違法である。</p>	<p>事務所について賃貸借契約書(丙B7の2)が存在する。B7議員は、事務所において、市政だよりの作成などの政務調査活動及び後援会会員の名簿となるカードの管理などの後援会活動を行った。また、平成23年3、4月には選挙の準備に関する業務にも使用したため、同各月分の賃料には政務調査費を充当せず、平成22年4月から平成23年2月分までの賃料について、2分の1の割合で政務調査費を充当した。</p>
B10	林家とんでもん平	<p>市政報告の印刷を外注していたからといって、政務調査事務所において後援会活動が行われていたか否かについて明らかとなるものではない。また、B10議員が政務調査活動に従事する職員を雇用していたとしても、政務調査事務所において後援会活動が行われていたか否かが明らかとなるものでない。政務調査事務所においては、複合機が後援会の印刷物を印刷するのにも用いられており、また、後援会宛ての郵便物の振り分けも、同事務所職員が行っていた。事務所は後援会活動、政党活動にも使用されていたから3分の1を超える支出は違法である。</p>	<p>B10議員の後援会事務所における後援会活動は、年に一度のとんとん祭の案内文発送のみであり、政務調査事務所で後援会活動が行われたことはない。</p>
B11	福士勝	<p>B11議員が真に自己の計算において事務所を賃借していたかは明らかではない。仮に、同議員が賃借していたとしても、職員が政党活動を行うこともあったのであるから、政務調査費を充当することができるのは3分の1である。</p>	<p>B11議員は、事務所において政務調査活動及び後援会活動を行っており、職員がその補助活動を行っていた(丙B11の7)。後援会のしおりや名刺にも当該事務所が記載されている(丙B11の3、4)。賃料の支払いも同議員が行っていた(丙B11の5、6)。このような事務所における活動の実態からすれば、政務調査費の支出は適法である。</p>

別紙4 当審における人件費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A1	川田匡桐	A1議員は、職員である安宅一朗について、当審においても、雇用契約書を提出しておらず、雇用契約の実態に関する客観的な立証はない。A1議員は、安宅氏の契約内容を北山氏とほぼ同内容であったと証言するが、そうであるとすれば約3倍の格差を生じさせる理由も見出し難い。	A1議員は、安宅一朗を月給制の正職員として雇用し、勤務場所は政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は平日午前9時から午後5時までであった。業務内容は、政務調査活動及び後援会活動の補助である。
A2	笹出昭夫	A2議員は、職員2名について、当審においても、雇用契約書を提出しておらず、雇用契約の実態に関する客観的な立証はない。議員作成の陳述書は6年以上経過してから作成されたものであり信用できない。また、A2議員は、職員について雇用保険、労災保険への加入もしておらず、源泉徴収もしていないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。	A2議員は、2人の職員を時給制のパートタイマーとして雇用し、勤務場所は政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は平日午前9時から午後5時までであった。業務内容は、政務調査活動及び後援会活動の補助である。A2議員は、平成23年4月で市議会議員会議員を引退する予定であったから、平成22年中は政党活動を行っていない。
A3	馬場泰年	議員作成の陳述書は6年以上経過してから作成されたものであり信用できない。職員作成の報告書が提出されたが、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって從事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。A3議員は、職員について雇用保険、労災保険への加入していないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。	A3議員は、平成22年度中、松島栄子を政務調査活動の補助のため雇用した。勤務場所は政務調査事務所であり、勤務日・勤務時間は、平日午前9時から午後4時までであった。賃金は、月額8万5000円の固定給であった。
A4	三上洋右	議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって從事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。 またA4議員は、小谷氏について月10日以上は出勤していたと述べたり、週5日ほど来ていたと述べたり矛盾している。田中氏及び久原氏については、給与計算のために必要となる出勤日、出勤時間の管理もしていなかったというのであり、1日5000円で雇用していたとの証言は信用できない。 A4議員は、職員について法律上必要な税金の控除や雇用保険の控除も行っていないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。	A4議員は、3名の職員をパートタイマーとして雇用した。勤務場所は政務調査事務所、勤務時間は平日午前9時から午後5時までであった。職務内容は、政務調査活動と講演活動の補助であった。平成22年度よりも前にを行っていた政党活動は、政党支部で行っており、同支部職員2名が補助していたため、各職員は関わっていない。

別紙4 当審における人件費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加入らの主張
A5	宮村素子	<p>議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。雇用契約書はなく口頭で合意したとするA5議員の証言も信用できない。</p> <p>A5議員は、職員について法律上必要な雇用保険の控除なども行っていないと証言するが、これは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。</p>	<p>A5議員は、2名の職員を雇用した。1名は月給制の正職員であり、勤務場所はA5議員事務所、勤務時間は午前9時から午後5時、職務内容は政務調査活動、後援会活動及び政党活動の補助である。1名はパートタイマーであるが、給与は交通費を基礎として4万円とし、週3回勤務し、政務調査活動の補助をしていた。</p>
A6	鈴木健雄	<p>議員作成の陳述書、職員及び議員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。特に川村氏の報告書に至っては議員自ら作成したものであり、何らの証明力もない。雇用契約書はなく口頭で合意したとするA6議員の証言もあいまいであり信用できない。</p> <p>A6議員は、職員について法律上必要な税金や雇用保険の控除なども行っていないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。</p>	<p>A6議員は、4名の職員を月給制の正職員として雇用し、勤務場所は同議員事務所、勤務時間は午前9時から午後6時、職務内容は政務調査活動及び後援会活動の補助である。なお、そのうち川村氏は平成22年7月30日までの雇用であり、水室氏は平成22年6月30日に政務調査活動の補助を外れた。岡田氏は、平成22年7月1日からの雇用であった。村川氏は、平成22年8月1日から平成23年2月28日までの雇用であった。</p>
A7	武市憲一	<p>紫竹氏については、議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、当時の状況を正確に記憶しているか疑問であるなど信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。桜井氏について、A7議員は雇用契約書上の記載は実態とは異なるものであり、実態は証言のとおりであるとするが、信用できない。また、A7議員の事務所が政党支部と併設されていることからすれば、桜井氏は後援会活動及び政党活動を補助していたことは明らかである。</p>	<p>A7議員が雇用していた職員のうち、紫竹氏は、賃金を10万円とするアルバイトであり、勤務場所は議員事務所及び手稲区内、職務内容は手稲区署、山口地区約3500戸への市政報告・市政だよりの配布という政務調査活動の補助である。桜井氏については、雇用契約書上、勤務時間が3、5時間となっていいるが、実際には午前9時から午後5時間でのフルタイムの事務職であり、月額23万円という給与は高額といえるものではない。</p>

別紙4 当審における人件費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A9	細川正人	木下氏について雇用契約書が提出されたが、控訴審において提出されるのは不自然であり、信用できない。雇用契約書を作成していなかった3名について、議員作成の陳述書、職員及び議員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。特に西村氏、小原氏の報告書に至っては議員自ら作成したものであり、何らの証明力もない。	A9議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用した。このうち木下氏については、雇用契約書が見つかったことから提出し、社会保険の喪失届も提出する。宮崎氏については平成23年度の雇用契約書を提出する。4名の勤務場所は、A9議員事務所、勤務時間は、木下氏、小原氏、宮崎氏については、平日の午前9時30分から午後5時、西村氏は、木曜日を除く平日、1日概ね5時間の時給制、木下氏は、月給制の正職員、宮崎氏は、平成22年度当時は、月給制のアルバイト、小原氏は、月給制のアルバイト、職務内容はいずれも政務調査活動及び後援会活動の補助である。なお、西村氏は平成22年12月31日までの雇用であり、小原氏は平成23年2月1日からの雇用であった。
A11	村山秀哉	A11議員が雇用していた小熊氏が政務調査活動に従事していたことは裏付けられていない。また、A11議員は、平成22年10月までは小熊氏に後援会活動をさせていなかったとするが、同年9月に開催された後援会女性部の旅行について出欠の確認等の業務や後援会宛の郵便物の回収、電話の伝言などしており、これら業務と政務調査業務との比率について何ら客観的な資料は存在しないのであるから、同程度の按分による支出のみを適法とすべきである。また、A11議員は、同議員事務所において政党活動も行っていたのであるから、小熊氏もこれに従事していたと考えるべきである。したがって、3分の1を超える支出は違法である。	後援会の行事は、業務時間外に行われていたものであり、小熊氏に対する給与は、同行事への参加や作業の対価として支払われているものではない。一審原告が指摘する後援会に関する作業はいずれも軽微なものであって、按分すべきというものではない。政党活動についても按分するような作業はしていない。
A12	こじまゆみ	議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。	A12議員は、4名の職員を雇用した。勤務場所は、A12議員事務所、勤務時間は、午前10時から午後4時、児玉氏は月給制のアルバイト、目黒氏、牧野氏、高島氏は月給制のパートタイマーであり、職務内容は政務調査活動の補助である。A12議員は、4名が勤務していた政務調査事務所に後援会事務所が設置されていたことから、上記職員らの人件費のうち、その2分の1を政務調査費から支出した。
A14	山田一仁	議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。また、仮に政務調査活動に従事していたとしても、後藤氏については、市政だよりの作成、発送業務を一手に引き受けており、これはA14議員が後援会の組織維持・活動の活性化のために行われていたものであるから、政務調査費からの支出が許されるとしても2分の1にとどまる。	A14議員は、2名の日額制のパートタイマーを雇用し、勤務場所はA14議員事務所、勤務時間は、平日午前9時から午後5時まで、職務内容は後藤氏は政務調査活動の補助、林氏が政務調査活動及び後援会活動の補助である。

別紙4 当審における人件費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A16	横山峰子	当審において提出された雇用契約書は原審判決後に作成されたものであり、信用できない。職員の業務内容を裏付ける証拠は、A16議員の陳述書と証言しかないが、議員自身の主張を記載し、また述べるに過ぎず証明力はないし、信用できない。仮に人件費に対する政務調査費の支出の全額が違法とならないとしても、①平成23年1月から同年3月までは全額が、②平成22年4月から同年12月までは3分の1を超える支出が違法というべきである。すなわち、①については、選挙に向けて、選挙活動と後援会活動に全力投球していたのであるから政務調査活動は行われていない。②については、大久保氏の職務内容に「選挙管理委員会への書類提出等に係る業務」とされており、平素から事務所において選挙に向けた活動をしていたのであるから、3分の1を超える支出は違法である。	A16議員は4名の職員を雇用した。各職員の雇用契約の内容、雇用条件、給与支払の基準等は、当審において提出した各雇用契約書のとおりである。いずれも政務調査活動及び後援会活動の補助であるが、松井氏及び大井氏の主な業務は自動車の運転であった。松井氏は、平成22年9月30日で退職した。大井氏は、平成22年6月1日から雇用し、平成23年2月に退職した。
A18	飯島弘之	A18議員は、雇用契約書を作成していないが、自身が経営する会社では雇用契約書を作成していたのであるから、議員として雇用した職員について雇用契約書を作成しないとは考えられない。仮に職員を雇用し、人件費を支給していたとしても、政務調査活動の補助業務に従事したことを証する客観的資料はなく、議員の証言をそのまま信用することはできない。したがって、支出全額が違法である。仮に、全額が違法とならないとしても、A18議員は事務所を政党活動の拠点ともしていたのであるから、人件費の3分の1を超える支出は違法である。	A18議員は、6名の職員を雇用した。勤務場所は、同議員事務所、勤務時間は、平日の午前9時から午後5時、職務内容は政務調査活動の補助と後援会活動の補助である。山本氏、角田氏は、月給制の正社員、丸山誠氏は、日給制のアルバイト、丸山美枝子氏は、時給制のアルバイト、達田氏は、平成22年12月、月給制の1か月の短期のアルバイトとして雇用した。山本氏は、平成22年9月から平成23年2月まで雇用した。丸山両名は、平成22年4月から12月まで雇用した。
A19	勝木勇人	議員作成の陳述書は6年以上経過してから作成されたものであり信用できない。職員作成の報告書が提出されたが、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。A19議員は、職員について雇用保険、労災保険への加入していないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。	A19議員は、月給制のアルバイトとして1名の職員を雇用した。勤務場所は同議員事務所、勤務時間は平日の午前9時から午後5時、職務内容は政務調査活動及び後援会活動の補助である。
A20	五十嵐徳美	議員作成の陳述書は6年以上経過してから作成されたものであり信用できない。仮に田中氏が政務調査活動に従事していたとしても、A20議員の事務所は後援会事務所を兼ねるものであり、入口は1つしかなく電話番号も1つであり、そこに常駐するのは田中氏のみであるから、田中氏が市政報告会の開催といった後援会活動に関する電話等の取り次ぎを行っていたと考えられる。また、同事務所では政党活動も行われていたから、田中氏が同活動に関する電話取り次ぎ等の活動を行っていたと考えられる。したがって、少なくとも3分の1を超える支出は違法である。	A20議員は、月給制で1名の職員を雇用した。勤務場所は同議員事務所、勤務時間は平日の午前9時から午後4時、職務内容は政務調査活動の補助である。後援会活動や政党活動の補助は議員の妻が行っており、同職員が行うことはない。妻が不在の時に、電話の取り次ぎを行うことはあったが、同職員が対応することはなかった。

別紙4 当審における人件費に関する当事者の主張

番号	議員名	一審原告の主張	一審被告・一審被告補助参加人らの主張
A21	長内直也	議員作成の陳述書、職員作成の報告書が提出されたが、これらは6年以上経過してから作成されたものであり、信用できない。とりわけ報告書は、定型的・抽象的な記載内容の書式が用いられており、これをもって従事していた職務の具体的な内容が明らかにされたとはいえない。A21議員は、雇用契約書、労働条件通知書はないと述べており、各職員と口頭で合意したことを前提としていると思われるが、口頭で合意したとも述べておらず内容も具体的に述べていない。A21議員は、職員について法律上必要な税金の控除や雇用保険の控除も行っていないと証言するが、これらは法的な義務であり、市議会議員という立場上、このような違法なことを継続していたとは信用できない。仮に各職員が政務調査活動に従事していたとしても、各職員が後援会に関する電話に応対したり、選挙活動の一環となる市政報告に関与し、事務所における党費の徴収といった政党活動の補助もしていたと考えられるから、少なくとも3分の1を超える支出は違法である。	A21議員は、政務調査活動補助のために4名の職員を雇用し、同職員らのうち1名については政務調査活動の補助のみに従事し、うち1名については政務調査活動に加えて後援会活動の補助、その他の2名についても政党活動の補助に、それぞれ従事した。このことから、上記4名の職員の人事費のうち、1名については全額、うち3名については2分の1ずつを政務調査費から支出した。
A22	大越誠幸	A22議員が雇用する成松氏については、エコ・サーブ株式会社の業務に従事したとされているが、当審における審理を経てもそこでの雇用実態は明らかになっていない。したがって、政務調査費からの支出は全額違法である。	成松氏のエコ・サーブ株式会社における雇用契約の内容は雇用契約書のとおりである。成松氏は、政務調査活動の補助とエコ・サーブ株式会社での業務の2つの活動に従事していたが、時間を区切ってそれぞれの業務を行っていたことから、人件費の2分の1を按分して政務調査費を充当したものである。

別紙5 当審における検討結果一覧表

番号	議員名	違法支出額		
		事務所費	人件費	合計
A1	川田匡桐		0	0
A2	笛出昭夫		0	0
A3	馬場泰年		0	0
A4	三上洋右	0	0	0
A5	宮村素子	0	0	0
A6	鈴木健雄	0	0	0
A7	武市憲一	0	0	0
A8	こんどう和雄	0	0	0
A9	細川正人	0	0	0
A10	宗形雅俊	0	0	0
A11	村山秀哉	0	0	0
A12	こじまゆみ	0	0	0
A13	高橋克朋	0	0	0
A14	山田一仁	83,333	0	83,333
A15	村松正海	0	0	0
A16	横山峰子	0	113,500	113,500
A17	佐々木みつ子	0	0	0
A18	飯島弘之	0	0	0
A19	勝木勇人		0	0
A20	五十嵐徳美		540,000	540,000
A21	長内直也		0	0
A22	大越誠幸		0	0
B1	猪熊輝夫	0		0
B2	小川直人	0		0
B3	小野正美	0		0
B4	恩村一郎	0		0
B5	川口谷正	0		0
B6	佐藤右司	0		0
B7	篠田江里子	70,000		70,000
B8	長谷川衛	0		0
B9	畠瀬幸二	0		0
B10	林家どんでん平	277,200		277,200
B11	福士勝	0		0
B12	ふじわら広昭	0		0
B13	峯廻紀昌	0		0
B14	三宅由美	0		0
B15	山口かずさ	0		0
D1	佐藤美智夫	0		0
D2	宮本吉人	0		0

A1ないし22合計額
736,833

B1ないし15合計額

347,200

D1及び2合計額

0